

令和8年第1回

# 高森町議会 3月定例会会議録

令和8年3月11日開会

令和8年3月19日閉会

高 森 町 議 会

3月11日(水)  
(第1日)

# 令和8年第1回高森町議会定例会（第1号）

令和8年3月11日  
午前10時00分開会  
於 議 場

## 1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

8番 後藤 三治君

9番 本田 生一君

日程第 2 会期の決定

(1) 会 期（9日間）

自 令和8年3月11日

至 令和8年3月19日

(2) 会期及び審議の予定

| 月 日      | 会議の種類 | 備 考                                |
|----------|-------|------------------------------------|
| 3月11日（水） | 本会議   | 議案審議                               |
| 3月12日（木） | 本会議   | 一般質問                               |
| 3月13日（金） | 休会    | 総務文教常任委員会<br>産業厚生常任委員会             |
| 3月17日（火） | 〃     | 水資源対策特別委員会<br>議会広報特別委員会<br>議会運営委員会 |
| 3月19日（木） | 本会議   | 委員長報告・採決                           |

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 8 号 高森駅交流施設及び高森駅芝生広場の指定管理者の指定について

日程第 5 議案第 9 号 高森町交流センターの指定管理者の指定について

日程第 6 議案第 10号 高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定について

日程第 7 議案第 11号 高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定について

- 日程第 8 議案第 1 2 号 高森町過疎地域持続的発展計画について
- 日程第 9 議案第 1 3 号 草部辺地に係る辺地総合整備計画について
- 日程第 1 0 議案第 1 4 号 野尻辺地に係る辺地総合整備計画について
- 日程第 1 1 議案第 1 5 号 尾下辺地に係る辺地総合整備計画について
- 日程第 1 2 議案第 1 6 号 河原辺地に係る辺地総合整備計画について
- 日程第 1 3 議案第 1 7 号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の  
数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の  
変更について
- 日程第 1 4 議案第 1 8 号 高森町たかもりポイントカード基金設置条例の制定につ  
い  
て
- 日程第 1 5 議案第 1 9 号 高森町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定め  
る条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 2 0 号 高森町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等  
の一部改正について
- 日程第 1 7 議案第 2 1 号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 8 議案第 2 2 号 高森町たかもりポイントカード条例等の一部改正について
- 日程第 1 9 議案第 2 3 号 高森町立学校施設等の開放に関する条例の一部改正につい  
て
- 日程第 2 0 議案第 2 4 号 高森町敬老祝金給付に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 1 議案第 2 5 号 高森町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 2 6 号 野尻親水公園条例の一部改正について
- 日程第 2 3 議案第 2 7 号 令和 7 年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第 2 4 議案第 2 8 号 令和 7 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 2 5 議案第 2 9 号 令和 7 年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算につい  
て
- 日程第 2 6 議案第 3 0 号 令和 7 年度高森町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 2 7 議案第 3 1 号 令和 7 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算につ  
いて
- 日程第 2 8 議案第 3 2 号 令和 7 年度高森町簡易水道事業会計補正予算について
- 日程第 2 9 議案第 3 3 号 令和 7 年度高森町簡易水道事業会計補正予算について
- 日程第 3 0 議案第 3 4 号 令和 8 年度高森町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 3 1 議案第 3 5 号 令和 8 年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 3 2 議案第 3 6 号 令和 8 年度高森町介護保険特別会計予算について

日程第33 議案第37号 令和8年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について

日程第34 議案第38号 令和8年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について

日程第35 議案第39号 令和8年度高森町簡易水道事業会計予算について

日程第36 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

|    |          |     |         |
|----|----------|-----|---------|
| 1番 | 白石 豊和 君  | 2番  | 武田 栄喜 君 |
| 3番 | 児玉 幸之助 君 | 4番  | 佐藤 武文 君 |
| 5番 | 甲斐 節男 君  | 6番  | 後藤 巖 君  |
| 7番 | 牛嶋 津世志 君 | 8番  | 後藤 三治 君 |
| 9番 | 本田 生一 君  | 10番 | 佐伯 金也 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(14名)

|                |         |         |         |
|----------------|---------|---------|---------|
| 町 長            | 草村 大成 君 | 教 育 長   | 古庄 泰則 君 |
| 総務課長           | 岩下 雅広 君 | 会 計 課 長 | 今村 親助 君 |
| 税 務 課 長        | 眞原 友紀 君 | 農林政策課長  | 芹口 孝直 君 |
| 健康推進課長         | 津留 大輔 君 | 生活環境課長  | 二子石 誠 君 |
| 政策推進課長兼TPC事務局長 | 住吉 勝徳 君 |         |         |
| 住民福祉課長         | 石田 昌司 君 | 建 設 課 長 | 土井谷 顕 君 |
| 教育委員会事務局長      | 村上 純一 君 | 総 務 係 長 | 本川 宰 君  |
| 財 政 係 長        | 児玉 明 君  |         |         |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 緒方 久哉 君 | 議会事務局係長 | 久保田 一也君 |
|--------|---------|---------|---------|

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（牛嶋津世志君）おはようございます。

会議に先立ちまして、町長の御挨拶をお願いいたします。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）おはようございます。

令和8年高森町議会第1回定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議会の皆様におかれましては、公私御多忙のところ本定例会に御参集いただき、お礼を申し上げます。

東日本大震災から15年という月日を迎えました。改めまして、被災を受けられた皆さんにお悔やみ申し上げますとともに、完全な復旧というところで、国民を挙げてこれまで取り組んできたわけでございますが、引き続き、その完全な復旧ということが成しえられますことを心から祈りたいと思います。

また、この災害の記憶をやはり未来へつなげないといけないと思います。つまり、備えの教訓と、ここをしっかりと日本全国各地、次の世代に伝えていくべきかというふうに考えておるところでございます。防災意識の高まりもありますので、引き続き、高森町としても備える教訓について進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、先般の衆議院の総選挙において第2次高市内閣が発足したわけでございますが、物価高騰、少子高齢化と、我が国が直面する目の前の重要な課題に対して、国もそうですけど、国から下りてくる交付金等々、また、施策等々を的確で迅速なスピードで国民に下ろすのが私たち県や、特に窓口対応を持っています市町村だというふうに思っております。高森町としてもこの課題に関して、昨年より議会の御協力をいただきながら、スピードを持って政策を行ってきておるところでございますが、また、現在、原油価格等々、世界のこの国際情勢の中で懸念される案件も出てきておりますので、その際には、当然、新たな物価高騰対策だったり、環境対策を進めるべきではないかというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

また、一方で、大変うれしいお知らせが、熊本県文化財保護審議会が2月3日に、高森のにわかを熊本県重要無形民俗文化財に指定するという答申をいただき、今月中に正式に指定される見込みとなりました。本町では、御存じの峯の宿のばんば踊りだったり、尾下の菅原神社の獅子舞に続く、3件目の重要無形民俗文化財というふうになります。このことは地域の文化をこれまで守ってきた先輩方がいらっしゃって、現在、私たちが次の世代につないでいくためのことを進めてるわけでございますが、重要文化財に認められたということは、大きな持続可能性を持った出来事

かなというふうに思っておりますので、ぜひ、町民の皆様にも議会のほうからもお伝えしていただければというふうに思っております。

また、高森の町史も熊日文化賞という一番トップの称号をいただきました。非常に自治体の歴史の本と郷土史といたしましては、教材といたしましてもそうなのですが、中身が非常にアグレッシブな中身になって、非常に質が高くなってるのではないかなというふうに思っております。関係された先生方や教育委員会の皆様、特に、担当の職員の皆さん、また協力いただいた町民の皆様にお礼を申し上げたいと思いますし、本来であるならセットの冊子、こんなセットですけど、全町民さんに配布をしたいと思うぐらいな立派なものかなと思っております。タブレット図書館や各主要主要の各地域の場所では見れますので、ぜひ見ていただいて、今、購入という形もできますので、お考えいただければというふうに思っております。

さらに、3月1日は、県立高森高校の卒業式がありまして、特に新設されたマンガ学科の第1期生が卒業して、大半が美術大学、上の進学合格、もしくは、プロの漫画家とプロの編集者としても数名が本契約をされたということもありまして、新たな道を歩み始められました。今後、大変これは期待が持てる希望ではないかなというふうに思っておりますし、3年間、ここに通われて、第2、第3のふるさとが間違いなく、自分が一番伸びた時代の高森高校のときになるのではないかと思いますので、将来、非常に楽しみだなというふうに思っているところでございます。

また、3月8日は、草北のスプリング文化祭、これ第1回ですけど、地域福祉の課題解決を協議検討する語ろう会の主催、これはすごく大きな第一歩だと思います。過疎地域における地域コミュニティの活性化を促進する取組として、ほかの地域の方もこれは模範としていただいて取組を期待しているところでございます。高森が偶然という表現ではないんですけど、計画の中で偶然この時期だったと思うんですけど、この語ろう会ということ地域の語ろう会スタートしているところでございますが、私が思うには、今年度、国会に出されてる法案の改正を見ますと、非常に地域福祉の課題解決のための法律改正が多く、今度、先行してる自治体の形として、一つ高森というのはモデルになるのではないかなというふうに期待はしているところでございます。

また、同日、1か月間にわたって開催されてた第38回新酒とふるさとの味まつりのメインイベントが行われて、報道によると5,000人以上の方が来られたということで、大変ありがたいなというふうに思っております。

また、駅の交流棟のテナントのほうで行われたコンサートも非常に人が多くて、他地域から来ていただいておりました。南阿蘇村や阿蘇市、熊本市からですね。高森のこの取組に関して、とてもありがたいということと、ぜひ自分の地元でも取り

組んでいただきたいし、高森も続けていただきたいということを、こういう時間を空気を堪能したいというふうな御意見を私自身が伺ったところでございます。今後もイベント等も大事ですが、やはり地域の魅力をイベントも通じてですが、ほかでも発信をいたしまして、関係人口との交流を深めていくことがとても中山間の過疎地域には大事なのかなというふうに思っております。

最後に、令和8年度は議員さんの4年目になりますし、草村町政第4期目、16年目、最終年度となります。一般質問でも以前ありましたように、町民の皆様の期待に応えるべく、総力を尽くして町政運営に当たる所存ですし、今回の予算も今までできてなかったところというよりも、順番にはやってこれてたんですけど、やはり、過去の議会からの要望、地域からの要望、もしくは、私たちが少しずつしか進められなかったところも、できれば進めていきたいという予算内容になっております。

また、今年もこれまで同様、4期目16年目、議員さんにとっても4年目になりますが、6月の補正予算、9月の補正予算、12月の補正予算でも今必要、そして、絶対これはやったほうが良いということがあれば、補正でどんどん入れていきたいというふうに私自身考えておりますので、議会議員の皆様をはじめ町民の皆様のご御理解と御協力をお願い申し上げたいと思います。

さて、本定例会で御提案申し上げますのは、指定管理者の指定、条例制定などの議案が19件、一般会計及び特別会計の予算に関する議案が13件を提案をさせていただきました。御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げまして、御挨拶といたします。

○議長（牛嶋津世志君）ありがとうございました。

本日の出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第1回高森町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付しております議事日程のとおり行います。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（牛嶋津世志君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番、後藤三治君、9番、本田生一君を指名いたします。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長（牛嶋津世志君）日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、2月3日に行われました議会運営委員会において、本日3月11日から3月19日までの9日間と決定しておりますが、これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。よって、会期は、本日3月11日から3月19日までの9日間とすることに決定いたしました。

-----○-----

### 日程第3 諸般の報告

○議長（牛嶋津世志君）日程第3、諸般の報告を議題といたします。

12月定例会後に行われた諸般の報告を、各委員長からお願いいたします。

まず、議会運営委員会の報告をお願いいたします。議会運営委員長、後藤巖君。

○議会運営委員長（後藤 巖君）おはようございます。6番、後藤です。議会運営委員会から閉会中の委員会の報告をいたします。

令和8年2月3日午後3時半より、第3・第4委員会室にて、本定例会の会期日程を協議し、3月11日から3月19日までの9日間とし、一般質問通告期限を3月3日午前中と決定しました。

続いて、3月4日午前10時より、第3・第4委員会室にて、委員会を開催しました。あと、報告として3月6日に小委員会を開催しております。

まず、一般質問の通告者は3名、協議の結果、質問は通告順とし、3番、児玉幸之助議員、1番、白石豊和議員、4番、佐藤武文議員の順番にて質問、一般質問日は3月12日と決定しております。

両常任委員会は3月13日とし、当初予算でもあり、議案が多くあることより、3月16日を常任委員会開催予備日としております。各特別委員会、議会運営委員会は3月17日開催と決定しました。

続きまして、本定例会の上程議案内容を審議しました。本定例会には議案32件が上程されております。議案が多いので議案番号で説明をしていきます。議案番号順に議案第8号から議案第11号については当日採決、議案第12号、高森町過疎地域持続的発展計画について、議案第13号から議案第16号の四つの辺地に係る総合整備計画については、総務文教常任委員会へ付託、議案第17号は当日採決、議案第18号、高森町たかもりポイントカード基金設置条例の制定については、総務文教常任委員会へ付託、議案第19号高森町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、産業厚生常任委員会へ付託、議案第20号、高森町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正については、総務文教常任委員会へ付託、議案第21号、議案第22号、議案第23号まで

の条例の一部を改正する議案は、総務文教常任委員会へ付託、議案第24号、高森町敬老祝金給付に関する条例の一部改正、議案第25号、高森町介護保険条例の一部改正については、産業厚生常任委員会へ付託、議案第26号は当日採決、議案第27号、令和7年度高森町一般会計補正予算については、両委員会へ付託、議案第28号から議案第31号の各特別会計補正予算については、産業厚生常任委員会へ付託、議案第32号、令和7年度高森町簡易水道事業会計補正予算は、産業厚生常任委員会へ付託、議案第33号、令和8年度高森町一般会計予算は、両委員会へ付託、議案第34号、議案第35号、議案第36号、議案第37号の各特別会計予算については、産業厚生常任委員会へ付託、議案第38号、令和8年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算については、総務文教常任委員会へ付託、議案第39号、令和8年度高森町簡易水道事業会計予算については、産業厚生常任委員会へ付託と決定しました。

また、陳情を2件受け付けております。この2件とも議員配付としております。

その他になりますが、今回の議会運営委員会の中での協議にて、事業予算は所管各課の上程により各委員会に振り分けてはおりますが、事業内容は各課にまたぐものも見受けられます。今回は本定例会前に、一部事業に対して議員全員に説明会が開催されましたが、今後は議員も全体事業、予算を把握し、定例会中の常任委員会の審議をより深いものとするために、予算特別委員会の設置等も視野に検討していくことがその他議題で上がっております。執行部の皆様、御理解、御協力を賜りたいと思います。

また、昨日から「2026 どう描く 令和8年度予算案の行方 子育てから防災まで10人の力で予算を形に」と銘打って、本定例会の開催の告知がビジョンにてされております。試験放送であります。告知どうもありがとうございました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）次に、総務文教常任委員会の報告をお願いいたします。総務文教常任委員長、後藤巖君。

○総務文教常任委員長（後藤 巖君）総務文教常任委員会の閉会中の諸般の報告をいたします。

総務文教常任委員会研修を令和8年1月22日から23日に、人吉市、湯前町、八代市に行ってまいりました。初日の人吉市、湯前町には、南阿蘇鉄道と同じく災害を受けたくま川鉄道株式会社の災害当時から現在に至るまでの状況を聞くとともに、これからの第三セクターの経営面、課題など意見交換をしました。くま川鉄道からは永江社長、下林営業課長がモニターと資料を基に詳しく説明をされました。

令和2年7月の豪雨災害にて、保有車両5両全車が浸水したこと、球磨川第4橋梁が流されたこと、その他被害を合わせ、当時で総額約50億の被害が出たことの説明がありました。被災の1年5か月後、肥後西村駅から湯前駅の部分運行を開始、人吉温泉駅から肥後西村駅までは代替バス運行で補完しているというのが現状とのこと。

今後については、現在、乗客のメインは全体乗客者の85%を占める通学者に加え、地元住民及び観光客をどのように増加させていくかが鍵になると話をされました。そして、委員全員実車したのですが、確かに、南阿蘇鉄道とくま川鉄道では乗客者のタイプが全然違いました。そして、学生の乗車率の高さを目の当たりにしてびっくりしました。南阿蘇鉄道が行っている地域全体で鉄道を守るマイルール意識への啓発活動の強化、人口減少による生徒数減少へのカバー策、地域おこし協力隊の活用など、行政との協力関係、企業応援団制度の構築など増収を目指し、一方で負担減を行い、持続可能な鉄道を目指したいと報告がありました。

PRとしては、永江社長が考案し、全国の第三セクターで扱われている鉄印帳、「見て応援！流して応援」とYouTube番組の制作、全世界へ支援を呼びかけているとのこと。各駅もおかどめ幸福駅、おっばい神社など点と点を線で結び、人生の成就をストーリーに、インバウンドを含む乗客の増加を図っていくとのこと。乗車し、車窓からも確認ができました。南阿蘇鉄道が災害した際は、同じ第三セクター鉄道として支援をしていただいたこともあり、できる限り支援、お返しをしたいと、そのように感じました。

その他、くま川鉄道に関しては、被災した球磨川第4橋梁の現地視察、終点の湯前駅舎周辺施設の見学、湯前駅から肥後西村駅までの車両乗車をしております。令和8年3月、今月ですが、新しい発表ができるとのこと。一刻も早い全線完全復旧を願っています。

翌日は、八代市役所内にスタジオ事務局を持つ株式会社エフエムやつしろを訪問しました。町長が令和7年第2回定例会一般質問答弁にて、インターネットラジオ導入について言及があり、エフエム局であるもののエフエムインターネットラジオを知ってるということで、エフエムやつしろを訪問しております。エフエムやつしろからは多田取締役、宮田さん、八代市からは松田係長が同席され、説明質疑を行いました。かっぱFMとの名で親しまれてる同社は、コミュニティFM局として平成9年10月に県下2局目の放送局として開局をしております。平成24年10月よりインターネットサイマルラジオにも参加し、現在はインターネットでの聴取も可能ということです。

また、資本金は8,600万ですが、設立当時は、八代市からの出資は受けず、

民間で立ち上げたこと。現在の主な収益は行政情報の放送委託料をメインにしてると説明がありました。そこで、FM局開設とインターネットラジオの違いを質疑をしております。違いを端的に言えば、設備投資に係る金額、コミュニティ放送は防災面など役立つことも目的としており、各種補助金の活用ができるとはいえ、かなりの高額と聞きました。不感地帯解消のため、中継局の設置に1局3,000万円かかるとのこと。なお、高森の場合、山間部が結構多くありますので、かなりの中継局を建てなければ放送が聞けないのではないかという話でありました。

次に、災害時のリスク。光ケーブル流出などした場合は、復旧に期間を要すが、FM局の場合は電波なので、電源確保さえすれば情報提供ができるという点で、アナログではありますが、全員が聞きやすい体制が取れるのはFM局のほうが有利ではないかという話。あと、楽曲使用に関して、JASRACに支払う著作権料などは、コミュニティ放送協会を通じて契約をしているので、エフエムやつしろとしては問題ないが、インターネットラジオの場合は、その点十分に気をつける必要があるとアドバイスを受けております。あと、肝心の番組制作をどうしているのかということで、自社にてやはり24時間制作は困難なため、衛星放送を活用した他局との共同制作が一般的であり、夜間や休日をそれらによってカバーをしていると。いずれにせよ、立ち上げた場合は、番組制作が一番大変かなということを言っておりました。あと、デジタル防災無線の役割をエフエムやつしろが担っている点、指定された職員が外出先や自宅から電話1本で放送に割り込んで、避難情報や地域情報を放送することも可能な話を聞きました。高森町の場合は大手企業もなく、出資もなかなか難しい状況であり、自前で整備をしなければならないこと。そして、高森町の場合は、情報通信基盤整備が整っていることよりインターネットラジオが適しているのではないかということを経験で感じました。

長い報告にはなりましたが、また報告のほうは議会広報紙にもいたしますので、御一読いただけたらと思います。

以上をもちまして、閉会中の総務文教常任委員会の報告を終わります。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）次に、産業厚生常任委員会の報告をお願いいたします。産業厚生常任委員長、後藤三治君。

○産業厚生常任委員長（後藤三治君）おはようございます。8番、後藤です。産業厚生常任委員会の諸般の報告をいたします。

12月定例会終了後、閉会中の産業厚生常任委員会を3月6日午後3時より、第3・4委員会室において、委員全員出席の下、開催いたしました。

今回は、建設課と住民福祉課の事業内容について、担当課長、係長に出席を求め、

慎重に審議いたしました。

まず、建設課関係では、町道天神・月廻線改修工事についてであります。この改修工事については、令和5年度より工事箇所の用地取得に着手されましたが、難航を来し、令和6年度への繰越し、さらには令和7年度への事故繰越しを行い、今回、ようやく登記移転が行われたことから、一部工事を令和8年3月9日から令和8年3月27日までの短期間ではありますが、工事を行うとのこととあります。これまでの間、当委員会といたしましては、各定例会の折や閉会中の常任委員会を開催し、対応の協議を行ってきました。さらに、全員協議会でも何度も御審議いただいていた事案でもあります。この改良工事は国からの補助を受けることから、県や国への報告はもちろんのこと、今後の指導を受け、行う工事でもあります。議員各位におかれましては、事情をお酌み取りいただきますようお願いいたします。なお、全体工事については、令和8年度一般会計予算に再計上するとのこととあります。町民の皆様には、多大な御迷惑をおかけいたしますが、御協力賜りますようお願いいたします。

次に、住民福祉課関係であります、子育て支援センター改修工事の件についてであります。現在の子育て支援センターは、旧熊本信用組合跡地で事業を行っておりますが、道路に著しく接近し、車の通りも多く危険な状況であること、さらに、建物が銀行づくりの建物であることから、窓等の設備も少なく、子供の保育等では面積等も狭く、安全面からも危惧する状況であります。このため現在の社会福祉協議会が使用している芙蓉館に移転し、併設されている横町公園との有効利用を行うための改修工事であります。常任委員会といたしましては、移転に賛同するとともに改修工事設計額をいつ出るのがかなというところで待っておりました。このたび、その設計額が固まり、令和8年度一般会計予算に計上されるとの説明でありましたが、当初予定されていた金額からすれば、大幅な引き上げであることから、委員からはたくさんの意見が出されました。最終的には、本定例会の常任委員会において再審議を行い、結論を出すことといたしました。

以上で、産業厚生常任委員会の閉会中の諸般の報告といたします。

○議長（牛嶋津世志君）次に、議会広報特別委員会の報告をお願いします。議会広報特別委員長、後藤巖君。

○議会広報特別委員長（後藤 巖君）6番、後藤です。閉会中の議会広報特別委員会の報告をいたします。

委員会開催を令和8年1月8日、1月15日、1月21日に開催、2月3日、議会広報「絆」第99号を発送しました。

第99号では、令和7年12月16日に開催された高森中学校及び高森学園義務

教育学校の生徒さんが調査報告並びに提案をされ、高森町に女性、若い議員を増やそうの質問、そして、その答弁を掲載しております。かなりボリュームのある質疑がされましたが、要約でまとめておりますので、ぜひ御一読いただけたらと思います。

以上で、議会広報特別委員会の報告を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）以上で、諸般の報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第4 議案第8号 高森駅交流施設及び高森駅芝生広場の指定管理者の指定について

○議長（牛嶋津世志君）日程第4、議案第8号、高森駅交流施設及び高森駅芝生広場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。政策推進課長、住吉勝徳君。

○政策推進課長兼TPC事務局長（住吉勝徳君）おはようございます。議案第8号で御提案いたしました、高森駅交流施設及び高森駅芝生広場の指定管理者の指定について御説明をいたします。

本議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるために提案するものでございます。

まず、指定管理者の指定を行う対象施設の名称については、高森駅交流施設及び高森駅芝生広場となります。

次に、指定管理者となる団体等の名称につきましては、一般社団法人高森観光推進機構代表理事吉川晃史氏です。指定の期間につきましては、令和8年4月1日から令和9年3月31日までです。

以上、御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから、議案第8号、高森駅交流施設及び高森駅芝生広場の指定管理者の指定についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（牛嶋津世志君）全員起立です。

したがって、議案第8号、高森駅交流施設及び高森駅芝生広場の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第5 議案第9号 高森町交流センターの指定管理者の指定について

○議長（牛嶋津世志君）日程第5、議案第9号、高森町交流センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。生活環境課長、二子石誠君。

○生活環境課長（二子石 誠君）おはようございます。議案第9号で提案いたしました、高森町交流センターの指定管理者の指定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、高森町交流センター条例第10条の規定により、施設の管理を指定管理者に行わせる場合で町長が特別の事情があると認めるときは、指定管理の選定を行うことができるという条文に則り、今回、高森町商工会を指定管理者として指定するものであります。

議案を御覧ください。対象施設は、高森町交流センターでございます。指定管理者となる団体の名称は、高森町商工会会長、吉良充展氏でございます。

次に、指定の期間といたしましては、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間です。指定管理者を指定するには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出するものであります。

以上、今回提案いたしております内容について御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）10番、佐伯です。

指定管理をする施設なんですが、交流センターは分かるんですけども、その前にある芝生広場、トイレ等もその施設の中に含まれるのかをお聞かせください。

○議長（牛嶋津世志君）生活環境課長、二子石誠君。もう自席からどうぞ。

○生活環境課長（二子石 誠君）交流センターの指定の施設の範囲といたしましては、前の芝生広場、あと、外のトイレも含まれております。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）佐伯でございます。

商工会という組織柄、主に事務等が一番メインであると思うんですが、あそのの芝生広場はかなり広いわけで、トイレ掃除等も含めたときに、ちょっと大変かなということもありますので、今後の管理等については、商工会あたりと十分協議をされながら、あそこはいろいろとお祭り広場的にも利用されますので、いろんな面で町のほうも利用させていただきますので、商工会のほうに極力負担が行かないような管理の仕方というのをご考慮いただけるようお願いをしておきたいと思っております。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はごありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから、議案第9号、高森町交流センターの指定管理者の指定についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（牛嶋津世志君）全員起立です。ありがとうございます。

したがって、議案第9号、高森町交流センターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第6 議案第10号 高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定について

○議長（牛嶋津世志君）日程第6、議案第10号、高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。生活環境課長、二子石誠君。

○生活環境課長（二子石 誠君）議案第10号で提案いたしました、高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、高森町奥阿蘇物産館条例第11条及び高森町奥阿蘇キャンプ場条例第11条の規定に基づき、今回、有限会社甲斐商店を指定管理者として指定するものであります。

議案を御覧ください。対象施設は、高森町奥阿蘇物産館と高森町奥阿蘇キャンプ場でございます。指定管理者となる団体の名称は、有限会社甲斐商店、代表取締役

甲斐一郎氏でございます。

次に、指定の期間といたしましては、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間です。指定管理者を指定するには、地方自治法第244条の2第6項の規定により。議会の議決を経る必要があるためこの議案を提案するものであります。

以上、今回提案いたしております内容について御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）10番、佐伯です。

奥阿蘇物産館の建てられた年ですね、何年に建てられたか、築何年かということをお聞きしたいと思います。

それと、ここの指定管理料については0円なんですけれども、大変、草部地区においては吉見神社、それにパークゴルフ場、いろいろと活性化が図られておるようであります。その中において、この奥阿蘇物産館というのが、やはり草部の入り口として非常に大切だと思っております。指定管理者に指定をされるのはよろしいんですが、この甲斐商店さんのほうにあまりにも負担があり過ぎると、やはり大変であると。継続がちょっと無理になってくる可能性がありますけれども、その辺の話し合い等、どのようにされていらっしゃるのか。参考のためにお聞かせいただきたいと思います。

○議長（牛嶋津世志君）生活環境課長、二子石誠君。自席からどうぞ。

○生活環境課長（二子石 誠君）奥阿蘇物産館が建てられた年数が、すみません、ちょっと宙に覚えておりません。申し訳ございませんが、30年以上は経過してたと思います。すみません、また後ほどでも資料は出させていただきますと思います。

それと、今回の指定につきましては、事前に今回指定する甲斐商店さんとヒアリングを行いまして、継続の意思等や運営状況等を確認して協議を行って決定しております。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）10番、佐伯です。

確か平成五、六年ぐらいだったと思う。建てたのがね。非常に画期的な建て方で、形状が非常に驚くような設計でございました。それだけ古いんです。奥阿蘇キャンプ場については、中にある施設等についても更新はしてきております。しかしながら、大型の修繕については町のほうでやっていくんですけれども、それをしながら

ここの施設を守っていただいているということは、私たちは感謝をしなければならないと思いますし、この前から高森町がお米券を出されたときに、このお米券を持って奥阿蘇物産館に行かせていただきました。非常に地域のお米を出していただいて、感謝をしております。そういうわけで、この奥阿蘇物産館においては、そういうふうに地域のものにこだわりを持っていろいろと努力をされておる姿が、私としてはここの施設は残していかなんなどつくづく思っておるわけです。そういう中において、やはりほかの指定管理については、若干なりと経営をしていく上においての指定管理料が発生してくるわけですが、この施設については指定管理料が発生してないということで、今後においてはより一層、甲斐商店の経営状況をお聞きしながら、なるべく長くここで奥阿蘇物産館を続けていただけるように、協議のほうをどうぞよろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから、議案第10号、高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定についてを採決します。この採決は起立によって行います。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（牛嶋津世志君）全員起立です。ありがとうございます。

したがって、議案第10号は、高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第7 議案第11号 高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定について

○議長（牛嶋津世志君）日程第7、議案第11号、高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。生活環境課長、二子石誠君。

○生活環境課長（二子石 誠君）議案第11号で提案いたしました、高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、高森町奥阿蘇特産品加工場条例第11条の規定に基づき、今回、有限会社ヴルスト阿蘇を指定管理者として指定するものであります。

議案を御覧ください。対象施設は、高森町奥阿蘇特産品加工場でございます。指定管理者となる団体の名称は、有限会社ヴルスト阿蘇、取締役中村敏治氏でございます。

次に、指定の期間といたしましては、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間です。指定管理者を指定するには、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があるためこの議案を提出するものであります。

以上、今回御提案いたしております内容について御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）10番、佐伯でございます。

この奥阿蘇特産品加工場につきましても、奥阿蘇物産館と同時期に建てられております。その際に、やはり高森町の特性を生かして高森町の特産品を開発しようということで、この特産品加工場、これは草部地区の皆さん方もあそこでいろいろと二次製品、二次食品を作っておられたというふうに記憶しております。そういう中において、ここの加工場のほうでは、主にハムとかソーセージ、ウインナー等を作っておられました。近頃、この地域のみならず、いろんな地域で発生しておる有害鳥獣被害に対して、その対策としてジビエの有効活用という、猟をされる方からの声が上がってきております。ジビエというのは、なかなか捕った後に30分なり1時間以内に加工しなければならないとかという厳しい制限があるわけで、奥阿蘇特産品加工場は、高森町からもおおむね大体10分から15分で行けます。一番有害鳥獣が集中しておる山東部からも、やっぱり15分ぐらいで行けるところにこの特産品加工場はあるわけです。今後、やはり豚肉、要するに、今は食料品として使われておる豚肉に特化することじゃなくて、今後、こういうふうな施設を利用して、どうせジビエ料理の材料ということになってくると、やはりハムであったりベーコンであったりウインナーであったりソーセージであると。そちらのほうの加工のほうは今から先ジビエの解決策にはつながってくると思っております。今後、この中において、やはりせつかくあるこの施設、設備、そういうふうに使えないかということは、私たちは日頃から思ってるわけですが、その点について、有害鳥獣対策、それに対する猟師さんからの希望、そういう声をどういうふうに特産品加工場のほうで生かそうかというような協議がなされておったかどうかというのをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（牛嶋津世志君）生活環境課長、二子石誠君。

○生活環境課長（二子石 誠君）今回、奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定につきまして、事前に有限会社ヴルスト阿蘇さんとのヒアリング、協議をした中では、ジビエ関係に関しては、ちょっとそういう話はしておりませんでした。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）10番、佐伯です。

横軸連携で庁舎内で問題点の協議をするのであるならば、やっぱり、普段、農林政策課が一番頭を抱えておる有害鳥獣対策、その中においても、以前、農林政策課長が言われましたけれども、やっぱり鳥獣を駆除した後の処理、その問題点について非常に頭を悩ませてるという話をされたことがございます。それを聞いておるなら、そういうふうに特産品加工場、これは主に肉加工するところです。肉加工するところで、現在、高森町には養豚場はございません。そうなってきたときに、特産品として作るんだったら、高森町でハムとかを作ればいいんだけども、原材料が高森町にないんだから、じゃあ、原材料が高森町にあるジビエ料理の加工品、そういうことのほうにスライドすることは、私としては一番今から先はいいことじゃないかなと思っております。これについては、町執行部、また町長や農林政策課も含めて、その点について方向転換をしていただけるような協議を私は今後望んでいきたいと思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（牛嶋津世志君）ほかにございませんか。6番、後藤巖君。

○6番（後藤 巖君）6番、後藤です。

ただいま議案第8号から議案第11号まで指定管理者の指定についてということで議題で今審議しました。これひとつ質問なんですが、毎年高森町の指定管理者の期間は1年で来てるような気がします。私が思うに指定管理者というのは、大体3年とか5年が多いと思うんです。それを1年1年している理由というのはどこにあるのかというのを誰か答えられるかな。総務課長なのかな、誰。二子石課長でいく。先ほどのちょっと佐伯金也議員の質問にもちょっと重なってくる部分があるんですけども、1年にしているという部分、これはなぜ1年にしているかというのを教えていただきたいと思っております。

○議長（牛嶋津世志君）生活環境課長、二子石誠君。

○生活環境課長（二子石 誠君）指定管理の期間についてでございますが、これは当初、奥阿蘇物産館や特産品加工場につきましては、以前は3年間ございました。途中から1年が変わっておりますが、もともと高森交流センターのほうですね、こちらのほうが一番初めに1年間になった経緯が、当時、観光協会のほうに指定管理をされてたときに、今後の指定をそこにするかとか、それが決まっていなくて1年間

になってたという、確か記録がございました。それと、現在、指定につきましては、公募ではなく条例の中の町長が特別の事情があると認めるときは指定管理者の選定を行うことができるということに則り、こちらから指定をしているような状況でございまして、毎年の経営状況等を確認した上で更新をするということで、現在は1年間の期間ということしております。ただ、やはり国の制度の指定管理とかでいきますと、通常は3年から5年が一般的であると。ただ、それをしますと、やはり3年後、5年後のときは公募をしないといけないのかなという懸念もありますので、そこら辺は慎重に考えながら、期間はちょっと設定していかないといけないのかなということで、今回も引き続き1年間ということで期間は設定をしております。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）6番、後藤巖君。

○6番（後藤 巖君）答弁ありがとうございます。

先ほど、例えば奥阿蘇加工場をどのように運営するかとかいうのをきっちり指定管理者と計画、そういうのもやっぱり担当課で把握した上で、課としてはこういうこともしてほしいとか、やっぱり話合いというのは大事だと思います。甲斐商店さんにしても、本当にぎりぎりで行っていらっしゃるというのは私も理解しますし、逆に言えば、商工会あたりは、多分、継続的にやれると思うので、ここは別に1年で区切る必要もないのかなと思いますので。今後、指定管理について、やはり相手先というところも勘案しながら、例えば、ここは3年でもいいんじゃないとか、そういうところも踏まえて上程していただけたらと思います。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから、議案第11号、高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（牛嶋津世志君）全員起立です。ありがとうございます。

したがって、議案第11号、高森町奥特産品加工場の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君） それでは、11時15分から再開したいと思います。

-----○-----

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（牛嶋津世志君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

-----○-----

### 日程第8 議案第12号 高森町過疎地域持続的発展計画について

○議長（牛嶋津世志君） 日程第8、議案第12号、高森町過疎地域持続的発展計画についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。生活推進課長、住吉勝徳君。

○政策推進課長兼TPC事務局長（住吉勝徳君） 議案第12号で御提案いたしました、高森町過疎地域持続的発展計画について、提案説明を申し上げます。

今回の過疎計画の策定につきましては、現在の過疎計画が令和7年度末をもって期限を迎えることから、新たに令和8年度から令和12年度までの5か年間について、市町村計画を定めるものでございまして、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条の規定により議会の議決を経る必要があるため御提案するものでございます。

目的及び内容について御説明いたします。過疎法における全部の区域が過疎地域である本町において、総合的かつ計画的な対策を実施して、県が定める過疎地域持続的発展計画に基づき、地域の持続的発展に関する事項を定めることとしております。項目ごとに掲載しております事業計画につきましては、過疎債を財源とする事業と合わせ、法の目的に沿った事業を幅広く掲載をしております。

以上、御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願いいたします。提案説明を終わります。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番、佐伯でございます。

高森町は全域が過疎地域と辺地に入ってくるわけで、ここの中で書いてある人口の推移を見ましても、どんなに頑張ってもやっぱり少子高齢化の波には勝てず、人口減少が顕著に出てくるのではないかなというふうに思っております。それをいか

にして今後止めていくかということの事業については、令和8年度の当初予算等でも町長からの概要書あたり見ていけば、努力をされておるといふふうに思います。これも過疎地域持続的発展計画の一助であるといふふうに思っておりますが、私たちが今までいろいろと政策を町長が立てられて、それに予算を付けていって努力をしていって、今では当時の予算からすると倍以上の当初予算を年度当初に議会のほうに諮っていただいてということで進んできております。最終的には、現在は100億ということで、当時からすれば考えられないような金額になってきておるわけでありませうけれども、ただ、その中においてちょっと私たちが用心しなければならぬというの、やはり、後の辺地地域の整備計画も絡んできますけれども、人口減少が進んでおる地域において、町がこれを持続的に発展させていくために、過疎地域を皆さんたちが満足いくような行政サービスをしていくために、箱ものや施設の整備を進めていくと、それに対して管理費が出てくるということがございます。その管理費が今後においては人口減少の自治体においては多大な負担になってくるということがございます。それを考えれば、非常に難しいんですが、持続的に発展をさせていかなければならないんだけれども、自治体でそれをまた管理をしていく、それを存続させていくというの、またこれも重労働になってくるし、それを地域住民の皆さんたちに協力をしてもらうというの、人口減少の中で高齢化が進む中においては負担になってくるというふうに思っております。それをいかにしてクリアをしながら、より負担を少なくしながら町の財政からの支出も少なく済ませながらやっていくかというのが非常に難しい課題だといふふうに思っておりますが、その点について、これ財政のほうが一番いいのかなと思うんですけども、令和8年度から令和12年度まで、今はふるさと納税で年間30億以上の納税をしていただいて、それを町のいろんな事業展開に使わせていただいております。基金繰入をしていただいて、その繰入金を使ってさせていただいておりますけれども、財政的にこれが令和8年度から12年度まで行くとなるといかなものかと。ちょっとした心配はないかということをお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（牛嶋津世志君）財政係長、児玉明君。

○総務課財政係長（児玉 明君）財政係長の児玉です。

今回の議案、高森町過疎地域持続的発展計画におきましては、議員御指摘のとおり、様々に幅広に事業が計上してございます。これは、主な目的の一つとしては、過疎地域において過疎債を活用する事業の財源確保といった面もございまして、幅広に計上してる点もあるかと思われま。

一方で、実際にどの事業をどのタイミングで着手していくかということは、この計画及びその時々々の財政事情等にも大きくよってくるかと思っております。財

政としましては、必要な投資はしっかり財源を確保してやっていきますけれども、御指摘のとおり、維持の部分であったり地域で継続的に事業ができないような場合、そういったものも含めまして、様々な懸案事項については、そのときそのときでしっかりと精査して考えていきたいと思います。財政としましては、やはり公債費に直結してくる部分ですので、いずれにしましても慎重に検討していきたいというふうに考えてるところです。

○議長（牛嶋津世志君） 10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番、佐伯でございます。

今、財政のほうも言われたとおり、非常に慎重に見ていかなければならないというふうに思っております。しかしながら、だからといって臆病になって、そのタイミングを逃したいろんな施設の整備であったり設備投資になってくると、やはり、それが効果を半減させるということになりますから、なるべく持続的発展をしていく中において、町民の福祉の向上というのが図られていくということを目的にしなければならぬというふうに思っております。ただ、令和8年度の予算等を見たときに、管理費、特に言う扶助費なんですけど、令和8年度の予算で扶助費が7億円あるわけです。総額が当初予算88億ですから、実際、7.9%ということになっておりますけれども、これがもしふるさと納税という制度がなかった場合は、これが45億ぐらいで、概算で計算すると、大ざっぱに計算すると16%に膨れてしまうわけです。今後、このふるさと納税というのがどうなってくるかというのは分からない状況の中において、これが30億をコンスタントに将来、令和12年まで行ったとすれば、この扶助費の額もこの程度に若干足したぐらいで済むと思うんです。設備投資、施設の整備をしても。しかしながら、これがごくっと減ってくると、やっぱりこの扶助費を考えたときに、非常に不安が募ってくるわけでありまして。そうなってくると、やっぱり持続的発展計画の中で、より一層、シビアに事業の財政歳出、歳入面を点検をしていきながらやっていかんといかんのかなと思っております。町長が言われたとおり、今年、令和8年が一応は政治家としては任期の最終年であります。令和9年度以降、どういうふうなメンバーでどういうふうな方たちと一緒に事業を展開していくか、まだ分かっておりません。その中において、令和12年度までということになってくると、その辺の不安が増してくるわけですので、その点について、令和12年度までということになってくると、現在いらっしゃる管理職の方たちはまだ十分いらっしゃいますが、その点について、最終的に町長のほうから、この持続的発展計画について、財政的な見込みとそういうあたり、冒頭言われたとおり、本年が任期4年間の最終年でありますけれども、どういう心づもりでこの持続的発展計画を見られたかというのをお聞かせいただきたい

と思います。

○議長（牛嶋津世志君）町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）10番、佐伯議員の御指摘、アドバイスにお答えさせていただきます。

まさに議員がおっしゃるとおりで、ほとんど数字的には多分、大まか当たってるのじゃないかなと思います。今回、草村町政4期目、今の議員さんと今年が4年目を一緒に迎えるわけでございますが、やはりこの4年間、議会と執行部と両輪でいろんな施策に取り組めてくることができて、財政的な基礎は非常に強い基礎ができてるというふうに思いますが、その大半が、ある意味流動的であるふるさと応援寄附金だったり、企業版ふるさと納税だったということでもあります。と同時に、一方で、行政がやらなければいけない税務、つまり徴収も含めて税の確保というところに関しては、固定資産税の大幅増額、また、軽自動車税を含む税収もしっかり100%も達成いたしましたし、100%に近いものが多々ございますので、できることはやってきております。そういう中での令和12年までの計画ということですが、これは計画を立てなければいけませんので立てますが、私は、現在の今の議員さん方と私たちが行ってる取組を持続できる形にこの1年で議論を深めながらやっていかなければいけない。そして、形をきちんと次につなげることが、令和12年までの計画が持続できるものの計画というところの裏付けになるのではないかなというふうに思っております。

それと、最終的なところは、例えばの話、次の4年間がまた同じ議員さんが皆さんで同じメンバーであれば、この4年間やってこられましたので、十分御理解を示していただきながら、いい議論ができてまちづくりが進んでいくのではないかなというふうに思っております。私としては、現在、執行部と議会で行ってる形が、これからも持続できる。そのための取組を今年さらにお話をさせていただきながら取り組んでいくこと、これがその次の4年間につながってくるというふうに思っているところでございます。佐伯議員がおっしゃる数字的な扶助費の約8%が、例えば、ふるさと納税だったり企業版がなかったりしたら、これは上がるのは分かっておりますので、十分そういうところも理解した上で議会と一緒に進めていければ、私はカバーできるのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、総務文教常任委員会に付託したいと思います。御異議あ

りませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は総務文教常任委員会に付託されました。

-----○-----

**日程第9 議案第13号 草部辺地に係る辺地総合整備計画について**

○議長（牛嶋津世志君）日程第9、議案第13号、草部辺地に係る辺地総合整備計画についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。政策推進課長、住吉勝徳君。

○政策推進課長兼TPC事務局長（住吉勝徳君）議案第13号で提案いたしました、草部辺地に係る辺地総合整備計画について、提案説明を申し上げます。

今回の整備計画は、事業実施に伴い必要となる財源の確保に関するものでございまして、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律第3条の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

今回提案しております草部辺地総合整備計画についてですが、主な内容としましては、草部総合センター及び奥阿蘇物産館・キャンプ場の施設整備となっております。

以上、御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

なお、事業の詳細内容については、担当課より御説明させていただきます。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）生活環境課長、二子石誠君。

○生活環境課長（二子石 誠君）議案第13号、草部辺地に係る辺地総合整備計画につきまして、事業の詳細について御説明申し上げます。

事業の内容といたしましては、草部地区にある公共施設の維持及び長寿命化の実施でございます。草部総合センターについては、照明をLEDへ更新及び空調設備の取付け、奥阿蘇物産館・キャンプ場については、照明をLEDへ更新及び外壁塗装による更新を行うものでございます。事業年度については、令和8年度は草部総合センターを、令和9年度は奥阿蘇物産館・キャンプ場を予定しております。LED照明につきましては、2027年度末までに一般照明用蛍光灯の製造、輸入出が禁止されるため、計画的に照明設備の更新を行うものです。

また、空調、エアコンの取付けは、草部総合センター小会議室、玄関ホール等、未設置箇所への取付けでございます。事業費は、令和8年度事業費を695万4,000円、辺地債で550万円、一般財源を145万4,000円。令和9年度の

事業費を2,700万8,000円、辺地債で2,160万円、一般財源を540万8,000円として計画するものでございます。

事業の詳細につきましては、以上です。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、総務文教常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は総務文教常任委員会に付託されました。

-----○-----

#### 日程第10 議案第14号 野尻辺地に係る辺地総合整備計画について

○議長（牛嶋津世志君）日程第10、議案第14号、野尻辺地に係る辺地総合整備計画についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。政策推進課長、住吉勝徳君。

○政策推進課長兼TPC事務局長（住吉勝徳君）議案第14号で御提案いたしました、野尻辺地に係る辺地総合整備計画について、御説明を申し上げます。

今回の整備計画は、事業実施に伴い必要となる財源の確保に関するものでございまして、辺地に係る辺地施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律第3条の規定により、議会の議決を経る必要があるため御提案するものでございます。

今回提案しております野尻辺地総合整備計画についてですが、主な内容といたしましては、川上橋橋梁補修事業となっております。

以上、御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます。提案説明を終わります。

なお、事業の詳細内容については、担当課より御説明させていただきます。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）建設課長、土井谷顕君。

○建設課長（土井谷 顕君）おはようございます。議案第14号、野尻辺地に係る辺地総合整備計画について、建設課所管事業分につきまして御説明申し上げます。

事業内容は、国の補助事業で道路メンテナンス事業を活用した川上橋橋梁補修事業でございます。令和7年度に実施いたしました橋梁近接目視点検の結果にて、橋梁上部工の経年劣化による塗装の剥がれ、浮き、ひび割れ、床板の剥離、鉄筋露出、

その他橋梁部材の腐食等が確認されたため、令和8年度に詳細な補修設計及び補修工事を実施するものです。

また、議案書に添付しております施設別、年次別計画表に記載しております事業費5,000万円の内訳でございますが、補修設計費が800万円、補修工事費が4,200万円でございます。

以上、建設課から事業概要の説明といたします。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、総務文教常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は総務文教常任委員会に付託されました。

-----○-----

#### 日程第11 議案第15号 尾下辺地に係る辺地総合整備計画について

○議長（牛嶋津世志君）日程第11、議案第15号、尾下辺地に係る辺地総合整備計画についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。政策推進課長、住吉勝徳君。

○政策推進課長兼TPC事務局長（住吉勝徳君）議案第15号で提案いたしました、尾下辺地に係る辺地総合整備計画について、御説明申し上げます。

今回の整備計画は、事業実施に伴い必要となる財源の確保に関するものでございまして、辺地に係る公共的施設総合整備のための財政上の特別措置に関する法律第3条の規定により、議会の議決を経る必要があるため御提案するものでございます。

今回提案しております尾下辺地総合整備計画についてですが、主な内容といたしましては、大畑橋橋梁架替事業となっております。

以上、御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます。提案説明を終わります。

なお、詳細は、担当課より御説明させていただきます。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）建設課長、土井谷顕君。

○建設課長（土井谷 顕君）議案第15号、尾下辺地に係る辺地総合整備計画について、建設課所管事業分につきまして御説明申し上げます。

事業内容は、国の補助事業で、道路メンテナンス事業を活用した大畑橋橋梁架替事業でございます。こちらは令和3年度に実施いたしました橋梁近接目視点検の結果により、橋梁下部工に大きな損傷が見られたため、令和4年度に橋梁架替設計を実施、令和5年度から橋梁架替工事に着手し、令和7年度までに橋梁下部工が完成しております。令和8年度には、橋梁上部工の設置で事業完了となります。

以上、建設課より事業概要の御説明といたします。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は総務文教常任委員会に付託されました。

-----○-----

#### 日程第12 議案第16号 河原辺地に係る辺地総合整備計画について

○議長（牛嶋津世志君）日程第12、議案第16号、河原辺地に係る辺地総合整備計画についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。政策推進課長、住吉勝徳君。

○政策推進課長兼TPC事務局長（住吉勝徳君）議案第16号で提案いたしました、河原辺地に係る辺地総合整備計画について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の整備計画は、事業実施に伴い必要となる財源の確保に関するものでございまして、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律第3条の規定により、議会の議決を経る必要があるため御提案するものでございます。

今回提案しております河原辺地総合整備計画についてですが、主な内容といたしましては、緑畑橋橋梁架替事業及び河原総合センター・河原生涯学習センター整備事業となっております。

以上、御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます。提案説明を終わります。

なお、事業の詳細は、担当課より御説明させていただきます。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）建設課長、土井谷顕君。

○建設課長（土井谷 顕君）議案第16号、河原辺地に係る辺地総合整備計画について、建設課所管事業分につきまして御説明申し上げます。

事業内容は、国の補助事業で、道路メンテナンス事業を活用した緑橋橋梁架替事業でございます。こちらは令和3年度に実施いたしました橋梁近接目視点検の結果により、橋梁下部工に大きな損傷が見られたこと、橋脚に土砂、流木が引っかかり、橋脚自体が河川断面を阻害していたため、令和5年度に橋梁架替設計を実施、令和6年度から橋梁架替工事に着手し、令和7年度までに橋梁下部工が完成しております。令和8年度には旧橋梁撤去及び橋梁上部工の設置で事業完了となります。

以上、建設課から事業概要の説明といたします。

○議長（牛嶋津世志君）生活環境課長、二子石誠君。

○生活環境課長（二子石 誠君）議案第16号、河原辺地に係る辺地総合整備計画につきまして、生活環境課の事業の詳細について御説明申し上げます。

事業の内容といたしましては、河原地区にある公共施設の維持及び長寿命化の実施でございます。河原総合センターについて、照明をLEDへ更新及び外壁塗装による更新、河原生涯学習センターについて、トイレ改修及び外壁塗装による更新を行うものでございます。事業年度については、令和8年度に河原総合センターにおける改修、河原生涯学習センターのトイレの改修、令和9年度に河原生涯学習センターの外壁塗装の実施を予定しております。事業費は、令和8年度の事業費を390万1,000円、辺地債で310万円、一般財源を80万1,000円、令和9年度の事業を1,398万1,000円、辺地債で1,110万円、一般財源を288万1,000円として計画するものでございます。

事業の詳細につきましては、以上です。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、総務文教常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は総務文教常任委員会に付託されました。

-----○-----

日程第13 議案第17号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変

## 更について

- 議長（牛嶋津世志君） 日程第13、議案第17号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長、岩下雅広君。

- 総務課長（岩下雅広君） こんにちは。議案第17号で御提案いたしました、熊本広域行政不服審査会を共同で設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部変更について、提案理由の説明を申し上げます。

本町を含む19市町村の共同で設置しております本審査会につきまして、令和8年4月1日から新たに加入することになりました宇土市を第1条の構成市町村に加えるものでございます。本審査会の共同設置における地方公共団体の数の増加及び規約の変更につきましては、地方自治法第252条の7第2項の規定などにより、議会の議決を経る必要があることから提案するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

- 議長（牛嶋津世志君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 議長（牛嶋津世志君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 議長（牛嶋津世志君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

- 議長（牛嶋津世志君） 全員起立です。

したがって、議案第17号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

- 日程第14 議案第18号 高森町たかもりポイントカード基金設置条例の制定について

○議長（牛嶋津世志君）日程第14、議案第18号、高森町たかもりポイントカード基金設置条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。政策推進課長、住吉勝徳君。

○政策推進課長兼TPC事務局長（住吉勝徳君）議案第18号で御提案いたしました、高森町たかもりポイントカード基金設置条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の基金設置条例についてですが、令和7年4月1日から事業を開始しているたかもりポイントカード事業について、来年度以降、安定した運用に備え、基金として積み立て、事業の財源に充てるため、高森町たかもりポイントカード基金条例を制定するものであります。条例を制定するには、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要があることから、今回、御提案するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願いいたしますして、提案理由の説明を終わります。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、総務文教常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は、総務文教常任委員会に付託されました。

—————○—————

#### 日程第15 議案第19号 高森町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（牛嶋津世志君）日程第15、議案第19号、高森町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉課長、石田昌司君。

○住民福祉課長（石田昌司君）こんにちは。議案第19号で提案しました、高森町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法の一部改正により、令和8年4月1日から、保育所等に通

園していない6か月から3歳未満の児童を対象に、一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件等を問わず柔軟に利用できる乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度が導入されます。本町では、乳児等通園支援事業の実施に伴い、同事業の実施事業所に対する本町の設備及び運営に関する基準を定めるため、高森町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を、昨年12月定例会において制定したところですが、改正後の子ども・子育て支援法では、利用者に対して乳児等支援給付を行うことが定められており、市町村は給付のための確認手続きを行うため、さきの条例に加え、本町の確認基準についての条例を制定する必要があります。このたび、当該条例に関し、国の特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準が示されたことから、本町においても同基準を踏まえ、高森町乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を新たに制定しようとするものでございます。

条例の主な内容といたしましては、利用定員、面談の実施、特定教育・保育施設等との連携、事故対応、記録等について定めています。

御審議いただき御決定賜りますようお願いいたします。提案理由の説明といたします。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は、産業厚生常任委員会に付託されました。

—————○—————

#### 日程第16 議案第20号 高森町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について

○議長（牛嶋津世志君）日程第16、議案第20号、高森町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長、岩下雅広君。

○総務課長（岩下雅広君）議案第20号で御提案いたしました、高森町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

この改正は、高森町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例と高森町報酬及

び費用弁償条例及び高森町長等の給与及び旅費に関する条例の三つの条例について一部改正を行うものでございます。

現在の高森町議会議員の報酬並びに高森町長等の給与につきましては、平成30年に見直しが行われて以来、その額の改定がなされずに今日に至っております。本年度、令和7年度4月1日現在で、阿蘇管内町村の中でも議会議員の報酬及び町長等の給与につきましては、低位の額であったことや、ここ数年における人事院勧告による一般職員の給与改定の現状を踏まえて、本年2月に特別職報酬等審議会を開催いたしまして、お諮りをいたしました。その結果、民間の賃金改定や物価高の社会情勢を踏まえまして、議会議員のなり手確保対策の一つとしても改定を支持するとの答申をいただきました。

今回の改定につきましては、これまで減額改定が行われてきておりましたもとの算定基礎額である平成18年以前の給与等の額に戻す改定となっております。

また、各種委員の特別職の非常勤職員の報酬につきまして、日額支給となっております代表監査委員の報酬額を令和8年1月1日に改訂されております熊本県の最低賃金の単価で算出した額に改定するものでございます。いずれの条例改正の施行期日といたしましては、令和8年4月1日からの施行といたしております。

以上、御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、総務文教常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は、総務文教常任委員会に付託されました。

お諮りします。ここで暫時休憩したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）それでは、午後1時から始めたいと思います。

-----○-----

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（牛嶋津世志君）休憩前に引き続き、会議を続けます。

-----○-----

日程第17 議案第21号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（牛嶋津世志君）日程第17、議案第21号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長、岩下雅広君。

○総務課長（岩下雅広君）議案第21号で御提案いたしました、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、令和6年度の人事院勧告により扶養手当の段階的引下げが勧告されておりまして、その勧告により、令和8年度からの配偶者に係る扶養手当を廃止する旨の一部改正を行うものでございます。

この改正の主な目的といたしまして、共働き世帯の増加や社会情勢の変化に対応し、配偶者の就業調整、いわゆる年収の壁を解消するとともに、子育て支援を強化するためとされています。

改正の内容につきましては、扶養手当の項目から配偶者に係る号を削除し、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に対する扶養手当を月額1万1,500円から1万3,000円に引き上げ、号の繰上げ及びそれに伴います文言の修正等の改正を行っております。施行期日といたしましては、令和8年4月1日からの施行としております。

以上、御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、総務文教常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は、総務文教常任委員会に付託されました。

-----○-----

日程第18 議案第22号 高森町たかもりポイントカード条例等の一部改正について

○議長（牛嶋津世志君）日程第18、議案第22号、高森町たかもりポイントカード条

例等の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。政策推進課長、住吉勝徳君。

○政策推進課長兼TPC事務局長（住吉勝徳君）議案第22号で提案いたしました、高森町たかもりポイントカード条例等の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の一部改正についてですが、今後も国からの給付事業等がたかもりポイントカードを利用して給付事業を進めていくことや、たかもりポイントカード再発行の手数料について、カード等の物理的な費用面のほか、対応する職員の労力や時間を考慮した上で再発行手数料を上げることで、紛失の防止の啓発にも資することを目的として一部改正するものであります。条例を改正するには、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要があることから御提案するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、総務文教常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は、総務文教常任委員会に付託されました。

—————○—————

日程第19 議案第23号 高森町立学校施設等の開放に関する条例の一部改正について

○議長（牛嶋津世志君）日程第19、議案第23号、高森町立学校施設等の開放に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長、村上純一君。

○教育委員会事務局長（村上純一君）こんにちは。議案第23号で提案しました、高森町立学校施設等の開放に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

令和7年度繰越明許費において、高森中学校体育館1階アリーナ及び2階武道場

部分に整備しておりました空調機器の設置工事が、令和8年3月19日までに完了見込みとなりました。つきましては、今回、同条例第11条に規定する別表に、新たに冷暖房を使用する場合、1時間当たり3,000円を加算する使用料金を別表に加える改正を行うものでございます。

以上、条例の一部改正について御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げまして、提案説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）10番、佐伯でございます。

この冷暖房費の設定ですが、ここに書いてある2階部分の柔道場、剣道場、今までもあったんですが、旧新であるんですけれども、ちょっとふと考えたんですけれども、柔道部、剣道部については高SPOで活動されてるんだけど、これ学校の教育の中では使用料は発生しないと思うんです。学校部活でも使用料は発生しないと思うんですが、今までは柔道場、剣道場について高SPOで利用してた分については使用料が発生してたのかどうか。発生していたのなら、もう今から先はこれはいかなものかと思うんですけれども、その点についてちょっと説明をお願いします。

○議長（牛嶋津世志君）教育委員会事務局長、村上純一君。自席からどうぞ。

○教育委員会事務局長（村上純一君）自席から失礼いたします。

今回、使用料の実費分については、これまで減免しております高SPOの運動団体にも全て負担を求めるようにしております。事前に高SPOのほうにも説明をして、今回、提案に至っております。あくまでも学校の施設ですので、学校教育上に係る分については、今10番議員がおっしゃったとおり町のほうで見ますが、運動活動、実費に係る分ですね、これまで夜間のほうで冷暖房利用のほうは今実績は上がっておりませんので、実費についてはしっかり求めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）10番、佐伯です。

高SPOのほうは今後は実費をとということなんですけれども、やはり、特に大人で使うバドミントンとか卓球とか、そういうものはいいと思うんだけど、やっぱり青少年育成の意味からしたときに、柔道部であったり剣道部であったりするの、高SPOだから実費でということになると、今後の青少年の育成に対してもちょっと負担が出てくるかなと。ただ、高SPOの活動費という形で補助はやってるんですから、それは当然、いただいても結構だと思うんですけれども、できる限りやっぱり門戸を開いていろんな方たちにいろんなスポーツを体験していただく、

また、柔道とか剣道とか、精神の鍛練も関係するような部活については、私はなるべくなら取らないでいただきたいという希望がございますので、今後、今から先、何らかの検討する機会がありましたら、よろしく願いをしておきたいと思います。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、総務文教常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は、総務文教常任委員会に付託されました。

-----○-----

#### 日程第20 議案第24号 高森町敬老祝金給付に関する条例の一部改正について

○議長（牛嶋津世志君）日程第20、議案第24号、高森町敬老祝金給付に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉課長、石田昌司君。

○住民福祉課長（石田昌司君）議案第24号で提案しました、高森町敬老祝金給付に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、これまで現金により給付していましたが、敬老祝金をたかもりポイントカードへのポイント給付に変更するため、条例の一部を改正するものでございます。

敬老祝金につきましては、これまで職員が各地区の敬老会に現金を持参してお配りしていましたが、今回の改正により公金を現金で取り扱うことによって生じるリスクがなくなるとともに、たかもりポイントカードのさらなる利用促進となり、ひいては、町内の経済活性化にもつながるものと考えます。

御審議いただきまして、何とぞ御決定賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。3番、児玉幸之助君。

○3番（児玉幸之助君）3番、児玉です。

先ほど課長の意見に対して、現金給付に対してのこの変更というのは、果たしていかななものかなという部分と、当然、働き方改革という部分で分からないでもないのですが、一つ提案というか、例えば、88歳以上100歳に対して、お年寄りによっては、やっぱり現金を喜ばれる方というか、年配の人と職員とのコミュニケ

ーションを取る意味の中でも、ぜひ現金給付に対してをぜひまだ盛り込んでいただけないかなという要望があります。よろしくお願いします。

○議長（牛嶋津世志君）4番、佐藤武文君。

○4番（佐藤武文君）4番、佐藤です。

今、児玉議員のほうから要望がありましたけれども、私も同感です。それぞれの方によっては、ポイントカードでのほうが使いやすいという方もいらっしゃるかもしれませんが、ただ、ポイントは町内循環というのがもう原則ですから、町内でしか使えない。中には現金でいただきたいという方もいらっしゃるのではないかなと思います。だから、そういう方法が取れないのか。そういう方法を生かす、残す方法はないのかというのを私は要望したいと思います。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）それでは、産業厚生常任委員会のほうでしっかり審議をしていただくようお願いしたいと思います。

異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は、産業厚生常任委員会のほうに付託されました。

-----○-----

## 日程第21 議案第25号 高森町介護保険条例の一部改正について

○議長（牛嶋津世志君）日程第21、議案第25号、高森町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、津留大輔君。

○健康推進課長（津留大輔君）こんにちは。議案第25号で提案いたしました、高森町介護保険条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の一部改正は、令和7年度税制改正において、個人住民税に係る給与所得控除の最低保証額が55万円から65万円に引き上げられたことに伴い、介護保険料の算定に影響が生じないようにする必要があるため提案するものです。

介護保険制度においては、介護保険料段階を市町村民税の課税状況や合計所得金額に基づき設定しておりますが、今回の税制改正により、一部の被保険者については、保険料段階が上がるものが生じる影響が出てしまうため、介護保険料の算定に

においては、市町村民税課税、非課税の判定を税制改正前の基準に基づいて計算し、減免できるように条例を一部改正するものです。

新旧対照表を御覧ください。第11条、保険料の減免、第1項に「第5号その他特別の理由があること」を加え、第2項に「町長が特に認める場合」のただし書を追加しております。

また、附則に「令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免」と題した見出しを追加し、税制改正前の基準に基づいて計算し、減免するための条文を3項追加しております。

最後に、施行期日と経過措置を定めた附則を2条追加しております。条例を改正するためには、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を経る必要があることから提案するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、産業厚生常任委員会に付託したいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は、産業厚生常任委員会に付託されました。

-----○-----

## 日程第22 議案第26号 野尻親水公園条例の一部改正について

○議長（牛嶋津世志君）日程第22、議案第26号、野尻親水公園条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。生活環境課長、二子石誠君。

○生活環境課長（二子石 誠君）議案第26号で提案いたしました、野尻親水公園条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の改正は、野尻親水公園の名称を「親水公園ヒメユリ」に改正するものです。本年度、地域が有効活用できる持続可能な公園という位置づけのもと、公園の再整備を行い、完了しておりますが、公園の名称についても地元の方から親しみやすく分かりやすい名称にしてほしいという要望が寄せられておりましたので、今回の再整備に合わせて名称の変更、改正を行うものです。この「親水公園ヒメユリ」

は、地元の方々に考えていただいた名称であります。

以上、今回提案いたしております内容につきまして御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから議案第26号、野尻親水公園条例の一部改正についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（牛嶋津世志君）全員起立です。したがって、議案第26号、野尻親水公園条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

### 日程第23 議案第27号 令和7年度高森町一般会計補正予算について

○議長（牛嶋津世志君）日程第23、議案第27号、令和7年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）議案第27号で御提案いたしました、令和7年度高森町一般会計補正予算（第10号）について、御説明を申し上げます。

今回の補正は、令和7年度末を控え、基金の積立て等を含む歳入歳出全般にわたって補正するものでございまして、歳入歳出それぞれ3億1,172万9,000円を追加し、補正予算の総額を109億531万1,000円とするものでございます。

予算書の6ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正につきましては、年度内の完了が見込めない事業について、翌年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、7ページを御覧ください。第3表、債務負担行為補正につきましては、12項目を追加しております。このうち番号の1番から10番までの項目については、令和8年度の1年分を計上、11番以降の項目は、それぞれの期間に係る限度額を計上したものであります。

続きまして、8ページをお開きください。第4表、地方債補正につきましては、

県との協議により借入限度額の追加と変更をしております。

続きまして、12ページをお開きください。12ページからが歳入予算になりますが、その主なものについて御説明をいたします。第1款町税、第1項町民税につきましては、現時点での収入見込額を合計778万5,000円増額いたしました。

続いて、13ページを御覧ください。第6款法人事業税交付金並びに第8款ゴルフ場利用税交付金につきましては、年度末の交付実績に基づき増額を行いました。

続きまして、15ページをお開きください。第15款国庫支出金につきましては、各事業の決定通知や確定見込みにより調整を行うものです。

続きまして、21ページをお開きください。第19款繰入金につきましては、1億7,184万8,000円を増額いたしました。主なものとして、各基金への積立てのための財源としてふるさと応援基金繰入金を4億円増額しました。

また、年度末の各種補助等の実績に合わせて、財源調整のための財政調整基金を3億4,631万4,000円減額しております。

続きまして、24ページをお開きください。24ページからが歳出となります。歳出全般にわたりまして、必要経費の最終見込みにより、主に減額補正をしておりますが、一部増額の補正をしております。

続きまして、27ページをお開きください。27ページの一番下の欄にあります第2款総務費、第1項総務管理費におきましては、年度末のふるさと応援寄附金の実績に応じた経費を増額しております。

続きまして、44ページをお開きください。第9款第1項教育総務費におきまして、消耗品費60万円を計上しております。こちらは一足早く新制服を導入いたしました高森中学校に続き、令和8年度から高森東学園後期課程に新制服が導入されることに伴い、新9年生、新8年生、11名分の新しい制服代金を計上しております。令和7年度の高森中学校制服フルリニューアルに続き、高森東学園も制服検討委員会で生徒も含めて大人と一緒に検討をなされ、今回、特に東学園、寒冷地でございますので、気温変化への対応や高森中学校と同じく多様性に配慮することができる生徒主体の制服の導入を支援するものでございます。阿蘇郡市、広くは熊本県内でも制服の新導入が進んでおりますが、生徒の意見をきちんと取り入れて導入をするというところにおいては、高森中学校、高森東学園、とてもよく検討されたのではないかなというふうに思っております。そのほか、これまで過年度に実施した事業の精算が1点、それと同時に、国や県への返還金、それと各種繰出金について補正計上をしております。

また、予算書の右の説明欄に財源組替という文字が出ているところにつきましては、各事業の最終的な財源確定により、充当額が修正となっているものになります。

通常の補正予算と比較しても、今回、補正計上している案件が大変多くなっており  
ますので、その概要のみ御説明をさせていただきました。

今回御提案しております補正予算について、その概要を御説明申し上げましたが、  
御審議の上、御決定賜りますようお願いをいたしまして説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。6番、後藤巖君。

○6番（後藤 巖君）6番、後藤です。

予算書の39ページ、5款農林水産業費、1項農業費の中で18節の負担金補助  
及び交付金の中で中山間地及び多面的機能支払交付金、ここ金額が落ちております  
が、この件についての原因と農政課が考えるこの事業についての今後というところ  
にもし言及がありましたらお教えいただきたいと思っております。

○議長（牛嶋津世志君）農林政策課長、芹口孝直君。

○農林政策課長（芹口孝直君）こんにちは。

39ページの負担金補助及び交付金の多面的機能交付金608万7,000円の  
減額、中山間地域等直接支払交付金の181万2,000円の減額をしております  
が、こちらにつきましては、交付決定に基づく減額となっておりますが、内容につ  
きましては、多面的支払交付金につきまして、昨年から19組織あった組織の中で  
18組織になっておりまして、1組織が解散しております。中山間地直接支払事業  
等補助金につきましては、25組織から23組織となっております。2組織が解  
散ということになっております。こちらにつきましては、高齢化に伴う担い手不足  
により組織が解散となりました。それにより対象農地面積が減少したことによる減  
額となっております。今後、ますます農地の維持管理が難しくなってくるものと思  
えておりますが、多面的事務局等で事務面のサポート等を町としても行っていき  
たいと思っております。それにより組織を維持できるような体制づくりを今後も進め  
てまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）6番、後藤巖君。

○6番（後藤 巖君）答弁ありがとうございました。

ますます厳しさを増すという状況に関しては、農政課のほうもよく分かっている  
っしやることだと思います。ただ、高森町の主幹産業として農業というのは大事で  
すし、やはり、国土保全等も絡んでくることですから、その組織の例えば拡充、  
サポート、そして、せっかくですからポイント面等で支援するとかモチベーション  
の維持、そういうところを農家の方たちとも話していただいた中で、しっかりとそ  
の農地確保できるように指導して行って、共にやっていけたらと思っておりますので、よ

ろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はありませんか。3番、児玉幸之助君。

○3番（児玉幸之助君）3番、児玉です。

補正予算書の30ページのほうの民生費、社会福祉総務費の中で18節生活支援お米券の配布事業についてお尋ねしたいと思います。

減額1,400万という数字が出てますが、このお米支援配布事業に対しての原因、確か当初予算だと2,800万ほど組んであったと思うんですが、私は有効利用させていただいて、いまだにお米券を使っておりますけども、実際、現実、減額1,400万、この原因をよければ教えていただきたいと思います。

○議長（牛嶋津世志君）住民福祉課長、石田昌司君。

○住民福祉課長（石田昌司君）今回、生活支援お米券の減額で1,400万円減額しております。原因といたしましては、当初、この生活支援お米券ですが、夏に実施しました生活支援米、そのときが人口の8割の方にお米を配布いたしました。今回のお米券ですが、それと同様に8割を見込んで計上いたしましたが、今回は無料配布ではなく1,500円の割引で配布しております。実際、申請された方、また、そのお米券を使ってお米を買われた方が8割までは行っておらず、大体3割から4割の方が申請で、また、お米券で実際買った方については、まだそれよりも低い数字となっております。そのため実績でそこまで数字が、お米券を配布しませんでしたので、今回1,400万円減額しております。

以上です。

○10番（佐伯金也君）お米券がそれだけ使われなかったという原因は何かあるかと。

○議長（牛嶋津世志君）児玉幸之助君。

○3番（児玉幸之助君）実際、今、佐伯議員が言われましたとおり、原因ですね。なぜそうなったかという理由をすみません、教えていただきたいと思います。

○議長（牛嶋津世志君）住民福祉課長、石田昌司君。もう自席からいいです。

○住民福祉課長（石田昌司君）先ほどお答えいたしました、今回は無料配布で8割の方がお米を受け取られまして、今回は申請が4割ほどということで、先ほど話しました、今回は1,500円の割引ですね。無料配布ではなく1,500円、残りの分については手出しがあるということで、そこも一つの原因かなと思います。

もう一つは、実際、お米を作られている方たちですね、農家さんだったり、あと、またその農家さんからお米をもらう方たちもいますので、そういった方はあまり買われなかったのかなとも思っております。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）政策としては、とても私は成功と思っております。

まず、総額2,800万のうちの半分を消化しているということが1点、事実として。途中で尻すぼみになった理由というのは、やはりお米が入手しやすくなったということと、あくまでも物価高騰対策でしたので、12月24日に議会の議決を得て、町民全員に2万円のポイント給付がございました。ですので、お米券に対する要望というのが減ってきたというのが数字で顕著に表れております。スタートダッシュの段階では、多分、ほぼ2,000万は超えてくるだろうというぐらいの勢いだったわけなんです。それが1月に入って、米の下落とともに、やはり求められる方が少なくなって、2月はさらに少なくなってきたと。割合に関して言うと、普通に考えて5割、3割、2割ぐらいの感じで落ちてきているのが現状ではないかなというふうに考えております。

また、交付金は、これは使わなかったら国に返金をしなければいけません、町としては物価高騰対策は、ほかにも多々ございますので、そこに充当及び使わせていただきたい。つまり高森町がいただいた物価高騰対策の交付金は、1円残らずきちんと町民に何らかの形でお届けするというところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋津世志君）3番、児玉幸之助君。

○3番（児玉幸之助君）御答弁ありがとうございます。

すごく目玉商品として最初出たときに、先ほど町長が言われたように、どんどん下がっていったのは現実だと思いますが、いろんな形でこれが充当されるということであればいいのかなと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はありませんか。4番、佐藤武文君。

○4番（佐藤武文君）4番、佐藤です。

私は、予算書43ページの道路新設改良費の中の工事費の減額についてお尋ねをしたいと思います。この工事請負費の減額については、冒頭、諸般の報告の中で産業厚生委員長から、天神・月廻線道路改良工事について触れられて、御理解をお願いしますということでしたが、私としては、この天神・月廻線の改良工事は、令和7年度の目玉事業であるというふうに考えて、町民の皆さんにもお知らせをしたところです。当初予算が1億2,000万で1億1,000万減額ということになります。このことについては、後藤委員長が御理解いただきたいということでしたけれども、やはり、これは町長のほうから経緯なり説明をいただいて、今後はどうするかという問題は、これは財源の問題もありますし、町民の皆さんに御理解をいただ

いておく必要があるのではないかと思っておりますので、町長のほうから御説明をお願いしたいと思います。

○議長（牛嶋津世志君）町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）御質問というよりも的確なアドバイスというふうに受けました。

まず、町民の皆様含めまして議会議員の皆様、先ほど後藤三治委員長が助け舟を出していただいたわけですが、佐藤武文議員がおっしゃるように、令和7年度の目玉事業、この天神・月廻線道路改良事業ですね、これに関しまして、当初より順調に進めてるつもりではございましたが、用地も含めて、なかなか当執行部が思ったように工事日程が進むことができませんでした。その中で、今回、工事請負費の減額ということと、令和8年度に減額をした上で、新たに予算を計上をさせていただきました。いろいろと遅れた理由は多々ございますが、私たちの詳細な計画がしっかり至らなかった。もしくは、危機管理の感覚としてのところが欠けてたところもあったというところですね。そこは町民の皆様や議会議員の皆様におおびを申し上げたいというふうに思います。その上で、しっかりこの事業を来年度当初予算に計上させていただきましたので、できる限り、交付金も含めた上で、予算のところは全力でこれから戦ってまいりたいというふうに考えておりますので、進めさせていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、各常任委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は各常任委員会に付託されました。

お諮りします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）14時5分から開会します。

-----○-----

休憩 午後1時53分

再開 午後2時05分

-----○-----

○議長（牛嶋津世志君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第 2 4 議案第 2 8 号 令和 7 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（牛嶋津世志君）日程 2 4、議案第 2 8 号、令和 7 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、津留大輔君。

○健康推進課長（津留大輔君）議案第 2 8 号で御提案いたしました、令和 7 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

予算書の 1 ページをお開きください。今回の補正は年度末の実績見込額に調整する補正であり、既定の予算に 1 0 8 万 1, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 0 億 7 5 6 万 5, 0 0 0 円とするものです。

4 ページをお開きください。第 2 表、債務負担行為に 7 項目を設定しております。これらの項目については、令和 8 年度当初より役務の提供等を受ける必要のある契約について、限度額を計上したものでございます。

7 ページをお開きください。歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。第 5 款国庫支出金、2 項 6 目国民健康保険システム改修補助金を 4 5 1 万円減額しております。第 1 0 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金を 3 5 7 万 8, 0 0 0 円増額しております。

次に、歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。

9 ページをお開きください。第 1 款総務費、1 項 1 目一般管理費を 5 6 4 万 3, 0 0 0 円減額しております。

1 0 ページを御覧ください。第 6 款保健事業費、2 項 1 目特定健康診査等事業費を 2 4 5 万 3, 0 0 0 円減額しております。

最後に、第 1 0 款予備費で収支の調整を行っております。

以上、今回提案しております補正予算について、その概要を御説明いたしました。が、御審議いただき御承認賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、産業厚生常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第25 議案第29号 令和7年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

○議長（牛嶋津世志君）日程第25、議案第29号、令和7年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、津留大輔君。

○健康推進課長（津留大輔君）議案第29号で提案いたしました、令和7年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、年度末の実績見込額に調整する補正であり、既定の予算から135万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,061万7,000円とするものです。

4ページをお開きください。第2表、債務負担行為に1項目を設定しております。これらの項目については、令和8年度当初より役務の提供等を受ける必要のある契約について、限度額を計上したものでございます。

7ページをお開きください。歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。第3款繰入金、1項1目一般会計繰入金を251万1,000円減額しております。

続きまして、8ページをお開きください。歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。第2款後期高齢者医療広域連合納付金を251万円減額しております。最後に、第5款予備費で収支の調整を行っております。

以上、今回提案しております補正予算について、その概要を御説明いたしました。が、御審議いただき御承認賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、産業厚生常任委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は産業厚生常任委員会に付託することに決定いたします。

した。

-----○-----

**日程第26 議案第30号 令和7年度高森町介護保険特別会計補正予算について**

○議長（牛嶋津世志君）日程第26、議案第30号、令和7年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、津留大輔君。

○健康推進課長（津留大輔君）議案第30号で提案いたしました、令和7年度高森町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、年度末の実績見込額に調整する補正であり、既定の予算から2,906万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億3,618万5,000円とするものです。

4ページをお開きください。第2表、債務負担行為補正に5項目を追加しております。これらの項目については、令和8年度当初より役務の提供等を受ける必要のある契約について、限度額を計上したものでございます。

7ページをお開きください。歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。第6款繰入金、2項1目基金繰入金を3,000万円減額しております。

続きまして、8ページをお開きください。歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。第2款保険給付費、第5款地域支援事業費の各項目について、それぞれ年度末の実績見込みによる不用額の減額を行っております。

最後に、10ページの第8款予備費で収支の調整を行っております。

以上、今回提案しております補正予算について、その概要を御説明いたしました。が、御審議いただき御承認賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、産業厚生常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

**日程第27 議案第31号 令和7年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について**

○議長（牛嶋津世志君） 日程第27、議案第31号、令和7年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。生活環境課長、二子石誠君。

○生活環境課長（二子石 誠君） 議案第31号で御提案いたしました、令和7年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

1ページをお開きください。今回の補正は既定の歳入歳出額からそれぞれ864万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,113万円とするものであります。

6ページをお開きください。歳入の主なものを御説明いたします。2款繰入金、1目基金繰入金として872万円減額しております。

続いて、7ページをお開きください。歳出について、1款農業用水費、1目管理費について、必要経費の最終見込みにより200万円減額しております。3款諸支出金、1目農業用水供給事業基金費について、390万3,000円減額しております。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要を御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とします。

○議長（牛嶋津世志君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、産業厚生常任委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第28 議案第32号 令和7年度高森町簡易水道事業会計補正予算について

○議長（牛嶋津世志君） 日程第28、議案第32号、令和7年度高森町簡易水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。生活環境課長、二子石誠君。

○生活環境課長（二子石 誠君） 議案第32号で御提案いたしました、令和7年度高森町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正は、主に事業進捗に伴う施設維持管理費や人事異動に伴う人件費、固定資産台帳整備の完了による経費確定に伴い補正するものでございます。

主なものについて御説明いたします。

1 ページを御覧ください。第2条、収益的収入及び支出について、収入を3,283万5,000円追加し、総額を2億2,324万3,000円に、支出を4,101万4,000円増額し、総額を2億3,752万4,000円とするものです。

予算書の11ページをお開きください。収益的収入及び支出の実施計画明細書になります。収入について、1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益につきまして、水道料金の臨時使用分を72万2,000円増額しております。2項営業外収益、4目長期前受金戻入につきまして3,332万円の増額をしております。これは高森町が保有する水道施設関連の固定資産台帳整備が完了したことに伴い、資産導入に係る国庫補助金等の額が確定したことによるものです。

続きまして、支出につきまして、必要経費の最終見込みにより主に減額しておりますが、一部増額の補正をしております。

1款水道事業費、1項営業費用、1目原水及び浄水費の修繕費を50万円の増額、2目配水及び給水費の修繕費を210万円増額しております。これらは漏水やポンプ故障等に伴い修繕費を増加したものでございます。

続きまして、5目減価償却費につきまして、水道施設関連の固定資産台帳整備が完了したことに伴い、減価償却費が確定したことにより3,999万2,000円増額しております。

続いて、3項特別損失、3目その他特別損失にて150万円を増額しております。こちらの内訳で貸倒引当金130万円を計上しております。これは公営企業会計での会計処理上、経営実態を適正に把握するために、将来、水道料金において回収不能になる可能性に備えて、あらかじめ損失額を見積り、計上したものでございます。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要を御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とします。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第29 議案第33号 令和8年度高森町一般会計予算について

○議長（牛嶋津世志君）日程第29、議案第33号、令和8年度高森町一般会計予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）議案第33号で御提案いたしました、令和8年度高森町一般会計予算について、御説明を申し上げます。

まず、1ページをお開きお願いしたいと思います。今回の予算が歳入歳出の総額が88億9,000万円となっております。

続きまして、8ページをお開きください。第2表、債務負担行為につきましては、複数年にかけて歳出が見込まれるものについて、期間とその限度額を設定するものであります。

続きまして、9ページを御覧ください。第3表、地方債につきましては、令和8年度に実施予定の各事業につきまして、地方債の借り入れる限度額を17億2,710万円に設定をいたしました。借入の主な理由といたしましては、指定避難所である総合センターの改修に係る費用や道路、橋梁長寿命化対策事業等の経費に係るものでございます。

続いて、予算の概要について御説明申し上げます。いつものように予算書とは別に当初予算概要書及び各種事業を取りまとめた別紙を作成いたしましたので、概要書の主な部分について御説明をさせていただきたいと思っております。お手元に準備のほどお願いしたいと思います。

まず、当初予算の編成に当たって、大変、議会議員の皆様には御理解をいただきながら、毎年毎年当初予算も編成してきたわけですが、4年目ということで、重ねましてこれまでの御協力、また、アドバイスにお礼を申し上げたいと思っております。

今、高森町の財政状況は、ネット上とかSNSではとてもいいというところで、いろんな方からお褒めの言葉もいただいておりますが、基本的に自主財源の一つとして位置づけておりますふるさと応援寄附金だったり、企業版ふるさと納税応援寄附金だったりする制度を使いまして、これは大幅にこれが増えてきましたので、それが影響して、各種基金の新設、新しい基金、つまり貯金の名目を決めて、その項目をどんどん増やしてきてるのがあります。その上、さらに、これは税の徴収も含

めて、職員さんの頑張りで比較的安定してる状況が続いております。しかし、今後、少子高齢化の社会保障費の増加や国の当時の施策により実施が義務づけられましたデジタル防災無線整備、ちょうど平成20年代の後半に当たりましたが、その防災無線整備や、今、これまた国の政策により方向が義務づけられてる町の中の橋梁の長寿命化事業に係る公債費の増ですね、これが今後さらに町の財政負担が大きくなるのが、これは見込まれてますし、確実にそうなります。そのよう中でも町民の皆さんに充実した行政サービスの提供が可能となる。そして、この行政サービスがとても分かりやすく、スピード感があるというところ、そこに注力し、さらに、同時に、先ほど申し上げました、引き続き、ふるさと応援寄附金制度のさらなる活用や企業版ふるさと応援寄附金のさらなる活用等をしっかり行っていきます。

また、税及び料の適正な徴収により、自主財源を確保していきたいと。その上で、これまた限られてきますので、自主財源は、最大の効果が発揮できるように努めてまいりたいという上での予算編成を行わせていただきました。去年と比べますと、10億5,000万円の増額となっております。これは各種基金の活用事業や人件費の増加、また、公共施設等の改修事業に係る経費や社会保障費の増加などが要因として上げられます。

続きまして、今、当初予算の編成に当たってを述べさせていただきましたが、ページめくっていただいて、5番の町債残高、臨財債、臨時財政対策債除く町債の残高の推移というところがございます。おおむね横ばいで、私が就任した後は町債の残高を増やさないようにしておりましたが、デジタル防災行政無線の整備と橋梁の事業で令和元年のときにぼんと上がりまして、増加傾向になってるということです。ただ、このグラフを含めて、現在、正式に公表してる高森町の町債残高、つまり俗に言う借金の残高の数値は、決算統計により算出しておりますので、ここには国からもらえる交付税措置される額も含まれており、そういった後になって町に返ってくる金額を差し引くと、実質的な町債残高は約13億4,000万円ということになります。これまで、歴代の行政職員の方が交付税措置の大きな地方債を、これを逆に貴重な財源と捉えて効果的に活用しておりまして、その結果、現在、実質公債費比率ですね、これ私が就任したときが13%ぐらいで、1年ぐらいたって12%ぐらいだったんですけど、令和6年度決算では4.9%ととても減少しておりますので、この部分は職員さんの頑張りの、また自主財源の獲得も効果が出てるといふふうに数字で理解できることだと思います。ただ、近年は金利が上昇傾向にあり、償還の際の利子が若干増えてくるのではないかなと予測しております。引き続き、良好な財政状況を継続できるよう、交付税措置額と合わせて財源の確保、これがふる納だったり企業版ふるさと納税と先ほど述べさせていただきました。と同時

に、これだけ財政調整基金等があれば、やはり1年単位の借換えの定期の活用等が、今金利が上がってるからこそチャンスというところもありますので、そういうところも含めて元金が保証される、担保される中でのアグレッシブな自主財源の稼ぎ方というところも私は視野に入れるべきではないかなというふうに考えておるところでございます。今お話したことが6番の財政調整基金、次の残高というところでございます。十分、現在、この数字を見ますと25億7,500万、R6ですね、そういうふうになっておりますので、今後、これだけお金があるからといって安易に取崩しをすることなく、ためながらもやっぱり使っていくところはやはり使っていかなければいけない。企業誘致だったり、町民の方が求められる総合的な建物だったり、もしくは、町民の利便性が上がるものに関しては、やはり財政調整基金のこの金額も見ながらやってくところはやっていかなければいけないかなというふうに思っているところでございます。

続きまして、7番、8番ですね。これは引上げ分の地方消費税充当経費でございます。これは引き上げられた分の消費税を社会保障の財源に充てることとされております。これ自体が令和元年10月に10%に引き上げられたときも同様の取扱いになりました。令和8年度当初予算では、引上げ分の地方消費税交付金を8,200万円と見込んでおまして、赤枠で囲んだ形で充当予定としております。これは御確認をいただきたいと思います。それと、8番の入湯税、これもとても大事であります。環境衛生施設や観光の振興等に要する費用に充てる。これは目的税ですので、そこをきちんと踏まえた上で、これは用途を明確にしなければいけないというふうになっておりますので、そのようにさせていただいております。当初、年に2回作ってる財政指標において公表してたんですけど、平成の終わりから当初予算の概要書にも公表するというふうにしております。具体的には、下に作成しております表のとおり、観光費に充当することと当町は致しております。

続きまして、ページめくっていただきますと、高森町一般会計当初予算概要書別紙があります。この中で、もう1ページめくっていただきまして、ナンバー2の子育て支援センター改修工事でございます。委員長からの御報告の中にお言葉にありましたが、やはり当初、私たちが予想してた事業費、つまり改修費が大幅に上振れをしております。このことは、今後、委員会で議論をなされて方向性を出していただけるということもありますので、私たち執行部もしっかり議会が答えを出されたことに対して真摯に取り入れて進めていかなければいけないというふうに考えております。ただ、1点、これは私自身が反省をやはりしなければいけないかなと思っております。今回、社協の移転によって修繕をこれだけの金額になるということが判明したわけなんです。社協が移転しなかったら、多分、このまま調査す

ることなく行ってたのではないかなと思います。つまり、これまで小林先生から寄贈していただいて、皆さんが大事に芙蓉館を使ってこられました。社会福祉の目的のために。その間も超大がかりなことはやっておりません。その都度その都度、担当の方が気がつかれて軽微な修繕をやってこられたわけなんですけど、これまでの議会の議事録を当時の議事録から今までも含めて、やはり社協の総合点検をやるべきじゃないかと、芙蓉館のというところのことは、私たち執行部がまず考えなければいけないわけなんですけど、そういう思考ベクトルがなかったということが、私もすごく反省をしております。なぜなら、社会福祉協議会の今私会長もやっておりますし、それまでは行政出身の方に、私の代わりに会長をお願いをしてやっていただいております。そのときには、実はその会長さん方から、やはり建物が非常に厳しいんじゃないかというお声もいただいておりますが、軽微な補修をやってきておったわけでございます。つまり、これだけ建物の基礎だったり、大きなところ、基本になるところにこれだけ比重がかかって、やはり40年以上たつとこうなるんだなというところを真剣に見ようとしなかったというよりも見れなかったところが、私自身にあったのかなと今思っているところです。ですので、職員さんも去年積み上げた際には、ある程度修繕がなされてるだろうということの積み上げだったわけですが、もっと詳しくやったほうが良いというアドバイスをいただいてやった結果が、このように増えたということです。ここまで増えれば議会がやはりしっかりここをちょっと立ち止まって考えるべきじゃないかということもよく理解をいたします。これまで社協で働いていただいた職員の方に感謝申し上げるとともに、今回、社協の移転ということで、新たな事実、本当に40年、50年たつと建物がこうなるんだなというところもよく理解はできましたので、議会が出していただけるお答えをベースに考えていきたいというふうに考えております。

続きまして、番号9番に飛んでいただきたいんですけど、高森湧水トンネルのリニューアルに伴う測量設計業務でございます。これは高森湧水トンネル公園の活用に関する提言、令和4年ですね。これに基づいて、ようやく整備ができる財政の基礎力が備わったというふうに考えております。途中も芝生に変えたり、職員の方頑張っていたいただけたわけですが、実際、公園の整備というところに関しては、まだまだ子供が遊べる、高森の湧水を生かした施設のつくり込みだったり、ここに来られる方が全体を楽しんでいただける形、そして、ここから千本桜のほうに行ってみたくなるような、そういうような形にまだなっていないということで、今後、埋立てや遊具やアスレチック整備、緑地化を図るための設計業務となっております。引き続き、地元のこれまでの要望もありますし、高森湧水トンネル活用に関する提言に沿って進めてまいりたいというふうに考えております。

そして、次のページをお願いします。高森峠千本桜、これ今年もやらせていただきます。かなりすばらしい歴史に残る事業になるのではないかなと思いますし、今後、ここでせつかくお金を投じたものをどうやって維持していくかということ、きちんと持続可能にしていくかということ考えた上での整備というところで、2年目に移らせていただきたいというふうに思います。これによって、当然、湧水トンネルの改修も今回、測量を上げさせていただきました。そして、千本桜が完成することによって桜ロード、桜道と、これ超2大大型看板になるかなというふうに考えております。と同時に、この南在、津留周辺、あと上在、横町辺りも含めて、やはり防災力を高めなければいけないということで、直轄砂防の、今後、中山川位置終了させていただきまして冬野のほうに進めておりますが、やはり、その次のステップを私の4年目に必ずくさびを打ち込んでおきたいなというふうに考えております。

続きまして、ページを飛ばしてもらって、18番をお願いしたいと思います。学校給食費完全無償化事業です。これは国の小学校の給食費無償化に合わせて、高森町独自で中学校、義務教育学校後期課程に通う全ての生徒の学校給食費の無償化をいたします。その提案でございます。無償化するに当たって、一番の指示事項は、質を下げないということです。質を下げたら意味がありませんので、アップは決めなくていいということで、今の生徒たちがおいしいと言っていた給食と、もちろん管理栄養士の先生方がきちんと栄養管理していただく中で、その一番上限のところの部分、質を絶対下げないでいただきたいということでの計上とさせていただきました。よろしくをお願いしたいというふうに思っています。それと20番のたかもりポイントカード、行政ポイント付与負担金ですね。これはポイント負担金なのですが、今年が2年目、実質上、約1年やってみて分かってきたこと等もありますが、やはり、今後、チャージ機能も付けていきますが、毎年毎年の予算をしっかりと、今まで現金で払っていたところをポイントに替えた分は、もともとの現金のところは減額すると。そして、ポイントにすると。そのためには、このポイントカードが町民の皆さんにとってとても大事で楽しくてワクワクするカードになればいつも持っていただいておりますのでと思っておりましたが、年末、12月24日の議会が後押ししていただきました物価高騰対策の2万円ポイント給付で、かなりの町民の方が使っていただいて、本当に便利だなと。それと、やっぱり町民として同じ町の中でお金がぐるぐる回る仕組みは、やはりとてもいいなというお声も多々上がっているというふうにお聞きいたしておりますので、今年。

○議長（牛嶋津世志君）町長、ちょっとすみません、ちょっと中断させていただいていいですか。黙祷が始まります。

(黙祷)

○議長（牛嶋津世志君）ありがとうございました。すみませんでした。

○町長（草村大成君）冒頭にお話ししたように、15年がたちましたので、本当にこの教訓をしっかり生かした防災施策を進めていくべき。高森だけでなく日本全体でやってくるべきというふうに考えております。

今、学校給食費等に続いてたかもりポイントカードの行政ポイント付与ですね。これやはり、できれば10年分、15年分ぐらいのお金をしっかりまずためておかなければいけないというふうに考えております。ですので、毎年毎年計上になるかとは思いますが、よろしくお願ひしたいというふうに思っています。

続きまして、23番のふるさと応援くまもと型応援補助金バックアップ事業ですね。これはもう最新のほかほかの事業で、議会議員の皆様にも一度御説明も差し上げました。熊本県が今回の物価高騰の熊本県にきた交付金を使って、くまもと型応援補助金を実施中でございます。とても評判がよく、応募がものすごく多いそうです。県の補助金がなんと10分の9、90%県が補助するというので、町が残りの10分の1を、高森型バックアップ事業として補助したいなというふうに考えております。

また、これは商工会を通じて、熊本県信用組合、金融機関のほうにもお願ひをして、高森町の小規模事業者バックアップをしていただけないかということをお願ひしたところ、しっかり熊本地震のときにも同じことを当時やらせていただきましたので、今回は、金融機関もバックアップしますということで、三者協定を3月17日に、これは金融機関主導の日程なんですけど、結ばせていただいて、その上で議会の委員会も終わっておりますが、議会のほうにお願ひをいたしまして、認めていただければ、この10分の1の補助をやると。つまり、高森の小規模事業者さんは10分の10で、なおかつ金融機関のバックアップにより、補助事業が採択をいただいた時点で補助額を金融機関が全額融資すると。つまりかゆいところに手が届く、先に補助事業の金額を払わなくていいというところで、多くの方が公募に応募していただけるのではないかなというふうに思っております。商工会の方と金融機関、熊本県信用組合の職員の皆様にお礼を申し上げたいというふうに思っております。

続きまして、28番は高森町ふるさと地域づくり事業ですが、去年、文化拠点整備事業を行わせていただきました。ここは新たなそこをより強化するところの事業でございます。

また、この文化拠点の事業につきましては、今年が第2弾ということで、それもこの概要書には載せておりませんが、計上させていただきました。そして、最後の

未来のまちづくり基金からの活用事業で、パパママ応援子ども・子育てフェスティバル、これは仮称です、まだ。これを開催させていただきたいと思います。これは、実は高森町は保育料の無償化や在宅育児支援手当、経済的な支援も含めて、あとソフト的な支援も含めて、子育てセンターのリニューアルというのはまだ行われておりませんが、県内でも僕はほぼトップじゃないかなと思えるぐらいの施策を展開してるんです。ただ情報発信が、今までこの担当さんとTPCも含めてばらばらで分散的で、一つのパッケージ施策としてなかなか外への訴求力が伸び悩んでいるというところがありましたので、去年、熊日新聞のほうに一発目出させていただいて、それをもとに議員さんからの提案である冊子もできまして、そして、それを今配ってる最中ですが、近隣に配るよりも、やっぱり外の方に配らないといけない。そして、やはり1回イベントをやって、そこに県とかも来ていただいて、これだけやってるということをどんどんどんどんアピールするべきだということで、今回、住民福祉課のほうの職員さんから施策提言がありまして、提案化させていただきました。

また、同時に子育て支援、あと政策的な政策推進が取り扱う事業とこです。また、健康推進が今やってる介護人材の育成だったり、介護の募集だったり、こういうところも含めて全部をやはり情報を発信するということで、令和8年からこういう情報も外に向かってもっと発信できる。要は、SEの対策もそこでやりたいし、パンフレット自体もまずは5万枚を郵送させていただくと。この郵送先は、私たちはやはりふるさと応援寄附金等々で高森に賛同いただいている寄附者の方もいらっしゃいますので、そこに向かってゆうメールやパケットを使って送る。実際の物も送るがSE対策もやって広げていきたいというふうに思っております。まずは5万人なんですけど、これは簡単にクリアすると思うんです。今、数字的に言うともっと寄附者も多いわけですので、ですので、しっかりこの5万人をまず配らせていただいて、さらに効果があれば追加で発送を行いたい。その際にはまた補正で増刷費も含めて議会の皆様にお諮りしたいというふうに思っております。

以上、概要書より説明をさせていただきました。よろしく御審議の上、何とぞ御賛同賜りますようお願いをいたします。

○議長（牛嶋津世志君）お諮りします。ここで暫時休憩を入れたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）それでは、15時5分から開会いたします。

-----○-----

休憩 午後2時55分

再開 午後3時05分

-----○-----

○議長（牛嶋津世志君）休憩前に引き続き、会議を再開します。

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。1番、白石豊和君。

○1番（白石豊和君）概要書の20番になるんですけども、ポイントカードの現金もチャージできるということですが、具体的にどういうふうに入れるのかと、この前、年末に入れた物価高騰のやつが、多分、3月末までの使用期間だったと思いますので、現時点での使用残高とかがあるなら教えていただきたいなと思います。

○議長（牛嶋津世志君）政策推進課長、住吉勝徳君。

○政策推進課長兼TPC事務局長（住吉勝徳君）令和8年度でたかもりポイントカード事業で上がっている事業につきまして、まず、加盟店が増えたことによりまずiPadを導入を50台考えておりますのと、今度チャージ機能を付けるためのシステム改修を予算計上しております。それと、先ほどおっしゃいました12月24日に2万円給付しておりますが、現在の使用率といたしましては、昨日現在で大体90%以上は利用されております。金額的には1億をちょっと超えるぐらいの金額が町内のほうで循環をしているというふうになっております。チャージの内容は、今ちょっと検討中でございます。よろしく申し上げます。

○議長（牛嶋津世志君）1番、白石豊和君。

○1番（白石豊和君）90%ということで、すごく伸びているのかなと思いますが、残りの10%のほうも広報などTPCなどでも放送しながら、もうちょっとPRのほうをしていただければと思っております。

あと、チャージにおきまして、ちょっと金額が600万でしたか、かかりますけども、誰でも役場庁舎じゃなくてもチャージできるようなことも考えられればと思うので、今後ともよろしく願いいたします。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はありませんか。6番、後藤巖君。

○6番（後藤 巖君）6番、後藤です。

まず、概要書が付けられておりますので、概要書のほうから話をしていきたいと思っております。

まず、一般会計当初予算概要書の2番、一般会計歳入内訳になりますけども、この依存財源の中で町債、起債ですね、これが17億2,710万組まれてると。この件につきましては、私たち議員の要望等、例えば、地域からの要望等、いろいろ中に組み合わさったことが、去年は5億弱の当初だったと思いますけども、入っているということは理解します。この起債について、公債費率等のことにつきましては、

12月定例会のときに児玉係長、そして町長のほうからも話を聞いておりますので、引き続き、有利な地方債を使うということに関しては、当然、交付税措置がありますからいいとして、ただ、やはり借金であるという意識のことにつきましては、当然、公債費率が上がるということも念頭に置いた、また、これは職員さん全員に教育という部分で教えていただけたらと思います。

続きまして、高森町一般会計当初予算概要書になります。2番の事業です。先ほど町長のほうからも説明がございました。子育て支援センター改修工事についてです。この件につきましては、私たち議員も2月27日に行われた全員協議会で、担当課より説明を受けております。その中で、最初に計画してたところとすれば5,000万程度で上げてたものが、先ほど町長の説明でありましたが、細部をきちんと煮詰めていけば、当然、人件費、資材費の高騰も含めて1億4,000万になってしまうという説明がありました。その説明を受けた中で議員側からも、この説明を受けたときに1階、2階を使うということで、1階は子ども・子育て、2階は健診ルーム等に使うという説明も受けたんですけども、例えば、これを子育て支援ルーム一つにして、もう少しコンパクトに、例えば、金額を小さくして造ることはできないかとかという話もあったと思いますし、私からのもし提案をさせてもらえば、ちょっと私も、これも町長が先ほど話して、もと小林医院が芙蓉館になりという歴史もありましたけども、もう45年たってる施設でもありますから、これを解体して新しく造るとか、そういう話が2月27日以降に課として検討されたか。そういうところを課長にお尋ねしたいと思います。

○議長（牛嶋津世志君）住民福祉課長、石田昌司君。

○住民福祉課長（石田昌司君）2月27日の全員協議会での説明の後、議員からの意見を踏まえまして、担当課としての見解を整理いたしまして、3月6日の産業厚生常任委員会で御説明いたしました。その際、課としての見解といたしまして、芙蓉館の改修につきましては、福祉のために活用してほしいと寄附をいただきました現在の芙蓉館、つまり町有財産の有効活用を最大限に活用することが最も重要であると考え、将来に不可避となる改修事業への対応、老朽化の進行防止、防災拠点機能の強化、子育て支援体制の充実といった観点を総合的に勘案すると、本事業は将来にわたり町の持続的な発展に資するものであり、長期的視点から実施すべき事業であると判断し、その旨を産業厚生常任委員会のほうで御説明させていただきました。以上です。

○議長（牛嶋津世志君）6番、後藤巖君。

○6番（後藤 巖君）ありがとうございます。産業厚生常任委員会のほうには、また課としての見解を説明したということで理解しました。これは私からの話ですけども、

45年たった施設を、例えば、子ども・子育ての支援ルームとしてどれだけ使うのかとかということを考えたら、私個人としては、先人の方たちには誠に申し訳ございませんが、いただいたというものをきちんと記念碑として置いて、一旦は解体させてもらった上でそこに建てる。もしくは、場所はとらわれず、例えば、今は多分横町子ども公園が隣にあるので、一体運営するというだけでもとの計画は立てられてたかと思えますけども、これから義務教育学校、そういうところになってくるといっても踏まえていけば、例えば、そこの近辺に建てるというのもありではないかと思ったりはします。なので、これからは付託される案件ですから、ここで言っぱなしでは申し訳ないですけども、産業厚生常任委員会のほうで、またこの内容については話しながら、私はこの施設は必要だと、事業としては必要だと私は思ってます。そこの話が今、課長の答弁から委員会としてこの施設が必要かどうかという答弁はちょっとなかったんで分らなかったんですけども、私は必要だと思いますし、このたび、高森町子ども・子育てフェス委託料650万と、こういう予算が上がってます。高森町のふるさと納税がこれだけの金額を寄附していただけて一つの理由の中に、子ども・子育てに対する理解、そういうところもあろうかと思えます。なので、是が非ともその形を、方向性を見いだしていってもらったらと思います。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はありませんか。2番、武田栄喜君。

○2番（武田栄喜君）2番、武田です。

予算書の47ページの16の公有財産購入費、高森駅周辺の土地購入費と書いてありますけれども、金額から見まして、町として当然、購入する又はしたいということだと思ふんですけども、町としては、これを購入した後、どのように利活用、また展開を考えておられるのか教えていただきたいなと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（牛嶋津世志君）政策推進課長、住吉勝徳。

○政策推進課長兼TPC事務局長（住吉勝徳君）今後の計画についてですが、今のところ駅周辺再開発事業費がありますので、その辺のことを加味しながらいろんな計画を今後練っていきたいと思ひておりますので、何が建てるかというのは、今後、執行部とも関係機関とも協議しながらやっていきたいと思ひてます。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）町が用地を買うということは、それは少なくとも計画が水面下も含めてあるわけでごさいますして、まずは、高森駅周辺開発の中で駅周辺の用地がと

ても環境的に必要だということは大前提であります。ただ、その上で、町民の方からの御意見で、今ある町が持つ土地、公共地の利用についてのアンケートも含めて、その中で、やはりビジネスホテルの誘致を非常に要望が強かったということもございますし、現状、そのビジネスホテルに関しても水面下で進めていっております。これができるかどうかは分かりませんが、進めております。と同時に、中川原団地の建て替えもございまして、一方では、あの部分だけで用地が足りるのかというところもございまして、地権者の方が今回譲っても構わないということを初めて意思表示されたものですので、御提案させていただきました。それと同時に、現在住まれてる方も周辺に多々いらっしゃいますが、駅前の王来軒から入る町道ですね、あの狭い道路があるんですが、以前の議会議員のときに議決をいただきまして、オーバーレイをあそこ舗装を、ちょうど裁判所まで抜ける道路を舗装をやっております。あそこの道路の改修を含めて、幅員も含めて、やはり将来的には必要ではないかというふうに思っております。なぜならば、駅周辺で非常に交通量が増えておりまして、いろんな声が、観光客も含めて地元の方から上がってるということと、当時、平成20年代にあそこをオーバーレイの舗装をやったときも道路改修をやりたかったわけですが、なかなか地権者の方が当時うまく交渉ができなかった。それが今回は、やはり町が駅をあれだけ周辺をきれいにしたことによって、とても前向きに考えていただいているということ。それと、今回、御厚意で梶原一騎先生の遺品等もいただきました。御家族がぜひ教育現場に使っていただきたいということですので、高森高校の周辺、つまり高森駅周辺にそういう展示ができる場所を置くことが、やはり非常に大事ではないかな。また観光客誘致にもつながってくるのではないかなと思っておりますし、トゥクトゥクも議会の承認があつてプラス3台ということで、これは山間部も含めて使うわけですが、今後、どういう展開になるかは分かりませんが、あくまでも住民の方の歩行に対する安全対策、もしくは観光者の歩行に対する安全対策も兼ね備えてやっていかなければいけないということで、一連的にあの駅周辺の用地ということでございます。企業誘致も含めて、なおかつ道路改良工事も含めて、現在、計画を練っているところでございまして、これが正式に議会が承認をいただければ、私たちも用地を購入できる見込みが立つわけですので、その上でないと、要は、相手側に話せないことも、用地も持っていないのにこれやりますというのは言えませんので、その上で議会のほうには御相談をしたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

- 議長（牛嶋津世志君）ほかにございませんか。4番、佐藤武文君。
- 4番（佐藤武文君）4番、佐藤です。

予算書の58ページ、草部、野尻両出張所費、それから朋遊館管理費、それから、105ページの商工総務費、湧水館施設管理費、交流センター管理費は、廃目になってますけども、どこに行ったのか教えてください。

○議長（牛嶋津世志君）生活環境課長、二子石誠君。

○生活環境課長（二子石 誠君）草部出張所費、野尻出張所費と朋遊館費につきましては、令和8年度から生活環境課のほうの管理となります。したがって、予算に関しましては、42ページの財産管理費の中に含まれてる形となります。それと、105ページの湧水館施設管理費、交流センター管理費につきましては、103ページの令和8年度からこの観光施設管理費の中で対応するように今回変更しております。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）4番、佐藤武文君。

○4番（佐藤武文君）4番、佐藤です。

今、二子石課長の答弁では一つ抜けてます。商工総務費がどこに行ったか。これはまだ答弁がないですけど。一つ、交流センターが観光施設ではなくなったのではないかと私は思ってます。観光交流センターから「観光」の文字を抜いて交流センターと設置条例が変わってます。その中には恐らく「観光」という文字はないんです。だから、そこはちょっと留意していただきたいと思うんですが、要は、この費目がどこに行ったか。じゃあ、どの課がどの費目でその財産を管理するのか。ちょっと今不安になったんです。ちゃんとこれから管理ができるのか。ちょっととても心配してます。草部出張所は出張所がなくなって建物が残りました。じゃあ、この建物をどうするか。これは以前から何回も言ってます。野尻出張所は朋遊館の中にあつたので、朋遊館の管理ができればできるんです。じゃあ、朋遊館の管理が今ちゃんとできてるかという、トイレが壊れてから何か月も修理するのにかかりました。やっぱり町の施設ですから、予算がないとかいってトイレが使えなかったら、その施設は使えないわけです。やはり、これは早急に対応してもらいたいと思うので、私は思います。朋遊館は外のトイレもまだずっと壊れたままです。ですから、例えば、避難とかしたときに朋遊館が開かないとトイレは使えないんです。だから、そういうことも考えていただきたい。それから、観光施設については、もう少し整理をして、ちゃんと管理ができるようお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑ありませんか。10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）10番、佐伯でございます。

私の場合は、ちょっと当初予算の編成に当たってというところの中から、まず入

らせていただきたいと思います。各令和8年度の総予算の中から見ましたときに、88億9,000万円の中で委託料というのがはじきましたらざっと11億3,000万ほどあるわけです。ここで各一般会計の歳出の性質別のところを見ていただきたいんですが、人件費が11億7,900万、これが13%、総予算に関してですね。そして公債費は6.7%、扶助費が7億で、先ほど申し上げましたけれども7.9%、ちょっと8%ほどございます。いろいろと設備投資とか建設的経費については、その年その年で変動はあるものだというふうに考えております。ただ、今から先、5年、10年としていくうちに、絶対、それほど変わらないもの、現予算の中でそれほど変わらない歳出というのは人件費、これは増えていくでしょう。そして、扶助費、施設や管理でお金がかかってくるでしょう。そして、今いろいろと、特に産業厚生なんかで見ておると、いろんなサービス関係の業務委託料、システム改良するためのシステム改良委託料とかいろんな委託料がある。その委託料、これが11億3,000万ほどあるんだよね。これが人件費、高森町役場に勤めていらっしゃる職員の皆さんの給料総額に匹敵するだけの額を委託料として出されております。しかしながら、この委託料の中には、ふるさと納税に関する業務委託が入ってきますから、ざっと今回の予算の中から差し引いたとしても約10億ぐらいは委託料になるわけです。88億の中でいろんなものが膨れてきておるわけですが、歳出を膨らませていくというのは、ある程度高森町の財政状況を見ていったときに、ある程度余裕があるからいろんなことができるということで、膨らますことは簡単なんです。ところが、私が一番心配するのは、5年後だったり10年後だったりしたときに、ふるさと納税制度がどうなっているのかということ。税制がどうなっているのか。また災害が起きはしないか。いろんなことを考えたときに、膨れたものをしばませるというのは、これは簡単な力じゃちょっとしばませることは無理なんです。特に人件費、扶助費等については、当然かかってくるし、委託料についてもかかってくるわけで、しかしながら、この委託料についてちょっといろいろとシステム関係のやつや委託料とか、いろんな業務委託料とかというのが、中の分析が果たしてこれが妥当なのかなというのも見受けられます。その点において、財政のほうは毎年11月ぐらいからか12月ぐらいからか予算査定をされていく中において、この歳出で膨れよう膨れようとかかっている予算編成を、いかにしてしばませようとしばませようとして頑張っておられるのか。そして、この委託料について、どのような形式をもってその妥当性について予算を付けておられるのか。そのあたりについて財政担当の方から御答弁をいただきたいと思います。

○議長（牛嶋津世志君） 財政係長、児玉明君。

○総務課財政係長（児玉 明君） 財政担当係長をしております児玉です。

当初予算の編成に当たりましては、議員のおっしゃるとおり、昨年の10月から当初予算の編成方針説明会を実施しまして編成を進めてまいりました。予算の編成に当たっては、地方自治の中で掲げられております予算総計主義に則りまして、予算の総額、要求額を受け付けまして、各セクションにおいて総務課長査定、町長査定を経て、最終的に今年度は全課局に3%の予算シーリングをかけまして、予算をまとめたところでございます。そのプロセスに至っては、各事業によりまして様々な要因がございます。令和8年度で事業化すべきものなのか、もしくは、長い年月をかけて優先順位をつけた上でやっていく等のことを各担当と協議して、最終的に町長の判断をいただきまして、予算化しているところでございます。

一方で、予算がかなり大きくなっているところも非常に苦慮しているところでございます。折からの物価高騰、それから人件費等の高騰に加えまして、外部委託業務、こういったものも非常に増えてきているところです。議員が御指摘いただきました委託費につきましても、昨年度ベースでおよそ1億程度増えているところでございます。こういった委託業務につきましても、これまで個別に審査をしているところでございます。積算に関しましても工事の設計である業務委託であったり、何かしらのサービスを提供するための業務委託であったり、様々なものがございまして、それを一つ一つ見て、今回の審査にかけたところでございます。私ども財政としましても、やはり標準財政規模からしますと、かなり大きな予算になってきておりますので、できる限り、今後も削減のプロセスはさらに進めていきたいというふうに考えてるところです。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）10番、佐伯です。

冒頭、町長のほうもお話があったとおり、うちの今現在の財政力からすれば、この程度の歳出規模というのは当然クリアをしていくわけだと思っております。しかしながら、クリアをしていくんだけど、その歳入に当たっては様々な歳入部門からの収入で総額を積み上げてきて、この88億という金額になってきてるわけです。ですから、人件費についても、本来高森町の役場の中にいる職員の数、正職員の数というのはそれほど、逆に減ってるぐらいなんだけど、会計年度職員であったり、地域おこし協力隊であったり、集落支援員であったり、総務省からの措置費、国庫支出金によって補える人件費でその分を現在回転させておるといふふうに見ております。そういう中において、従前たる本当に妥当というか、いろんなことがないときに、そぎ落としたときに、純粋に町の健全財政、いろんなものをそぎ落としたときに予算額というのがやっぱり45億から50億ぐらいだろうな、今の人口の

規模からいったときに。そうしたときに、委託料の10億というのは、これはもう本当に大きいわけで、人件費はまだ増えてまいります。そして、扶助費も施設が古くなってくると、その分また増えてくるということで、本来、高森町自治体がやっていくべき住民福祉の向上、福利厚生等について、住民サービス等について、予算が回らなくなってしまう可能性があるということで、やはり、今あるときこそ絞るべきものは絞って、基金を貯えていくということも必要ではないかなと思いますし、ただ、やっぱり住民の要望に応えていかなければならないということもありますので難しいとは思いますが。その判断は難しいとは思いますが、やはりこういうふうな外部委託をする委託料等について、なかなか役場の職員のほうでこの委託する委託料が妥当なのか妥当じゃないのかというの判断は難しいと思います。そのノウハウとかその知恵というのを、やっぱりいろんな専門の人たちから話を聞いていただいて、そういうふうな参考資料を基に、妥当な外部委託料というのをやっていただきたいなと思います。外部委託というのは、もともとは職員でやると暇がかかるし、その分の労力がほかのところに使えなくなるから、それを民間の機関に委託をして、その委託してる間に住民サービスを充実させるという目的でありますので、否定はしません。しかしながら、その金額が妥当であるかということをはっきりと方針を出しておく必要があると思いますので、財政の方には大変でしょうけれども、どうぞよろしくお願いをいたしたいと思います。

それでは、ちょっと細目にわたってちょっと質問をさせていただきたいんですが、15ページ、高森町つながるひかり・くらし委員会の予算と46ページに情報通信基盤使用料というのが予算が組んでございます。いろいろと高森町は町長の肝いりで高森光ファイバーを各家庭に張り巡らして、今では各町内、各家庭、光通信、T P Cのテレビも見れるという状況でございます。しかしながら、以前から私も総務課長が政策推進課長のときに言っていた回線使用料、高森町はたかもり光しかありません。選択肢がない。あとはホームW i - F i で電波でつなぐしかありません。電気屋さんに行ったりすると光は安いですよと言われるんですけども、高森町と言ったら、ああ、じゃあたかもり光ですねというふうにして言われるんです。そこあたりでたかもり光の会社の経営状況はどうなのか。そこをちょっとお聞かせいただきたい。経営状況が悪いところに値段下げろとは言えませんからね。経営状況はどうなのかというのを聞かせていただきたい。

そして、高森町、今観光インバウンド、非常にいろんな方たちがおいでになってる。そういう中において観光施設である上色見の熊野座神社、そして駅前、それに草部南部とさまざまな観光施設がある。そこをフリーW i - F i にしたがいいという話も町長言われていたんですけども、このフリーW i - F i にするにしても、やは

り回線使用料、つながるひかりの料金が一番影響してくると思いますけれども、今後の通信使用料の見通しについて、どのように考えていらっしゃるのか。下げるとは可能なのかどうか。住民の方からも多々そういうふうな要望を聞いております。5,000円かかると。それをどうにか1,000円でもいいから下げてくれという声を聞いております。そのあたりについて、経営内容が悪いなら言えませんが、経営内容がそれほど悪くないのであるならば、そのあたりについてどういうふうな見通しがあるのかということをお聞かせをいただきたいし、そうしてきてインバウンドの皆さんたちが街角でどこでも、熊野座神社に行って階段上る途中でYouTubeとかインスタ映えをさせながら階段を上っていく姿を映して、そこからコマースで、また次なるお客様に宣伝ができるということも可能でありますので、そういうこともできないのかということを担当の方にお聞きしたいと思います。

それと、54ページ、TPCの人材派遣委託料が書いてございます。以前、監査のときに申し上げましたが、TPCの職員は役場の職員は1人です。あとは会計年度職員と人材派遣、それに地域おこし協力隊の方。一番重要な広報をするポジションで、冒頭、総務文教常任委員長も言われた視察にも行かれた中において、このTPCというのは、実態は役場なんだけれども、本来、将来にわたって外部委託でいってしまうのか。それとも、役場の職員が主体となっていていろんな番組や運営をしていくのか、その方針等については、これは町長のほうにどういう方針であるかということをお聞かせをいただきたいと思っております。

それと、56ページ、ふるさと応援寄附金の委託料が1億4,600万組んでございます。先ほど、私が補正予算のときに町長に失礼かつ無知な質問をしてしまいましたけれども、高森町のふるさと納税の返礼品は、主に米が主体でございます。昨年は米が非常に値上がりをして、中間でされておる業者の方たちは、その米を集めるのに四苦八苦されたと聞いております。そうした中において、やっぱり、今後の課題というのは、中間でふるさと納税を集める活動をしておる企業の方が安心して米が買えるような財布を持たせておく必要があると。たった1億ぐらいの財布で5億円分の米を買えとって、まずじゃあ、残りの4億円どうしますかと。自分の財布から出しておいてとって出させる。それが4月に出して、米が出始めるのが9月ぐらいから。じゃあ、予約をするのには、必ず前段のお金が必要なんですよといったときに、4月から10月までの半年間、自分のお金で立て替えせなんかと言われれば、私にもし頼まれるんだったら、絶対せんですね。そういうこともある。ですから、他の委託料とは別に振り分けをして、やっぱりふるさと納税に係る委託料については、事前に業者にプレッシャーを与える意味からも、やはりある程度の前年度実績に応じた委託料であるべきだと。1億円じゃ少なすぎると思っております。

すので、その点について、これも政策推進課長か町長のほうに御答弁をいただきたいと思っております。

それから、教育委員会、スクールバスの運行管理業務委託がございまして。スクールバスについては、東学園については東学園のスクールバスを空いてる時間に買い物支援という形で使っていらっしゃる。公共運送かな、要するに買い物支援について。確かに山東部はそれで非常に皆さんたち喜んでいらっしゃるんだけど、以前から会議があったときに言っていたのは、大規模スーパーというか、高森で言う大規模スーパーですね。バイパスに全部集中していらっしゃるし、病院は町内の中心部にあるといったときに、やっぱり町を取り囲む周りの人たち、津留、南在、横町、森、それに村山、上在、その辺の人たちが、側から見れば近いところにあるじゃないかと、同じ谷内だろうと。上色見も色見の一緒です。谷内だからいいだろうと言うんだけど、やはり、15分、20分、高齢者の方に歩いて行って病院に行け、歩いて行って買い物に行けということは私はできないと思う。そうしたときに、東学園がやってるようなスクールバスの運用というのができないのかどうか。今回の運営の管理業務委託というのが組まれておりますけれども、その買い物支援について、庁舎内の横軸の中でそういうスクールバス利用についてお話しがなされているのかどうかということをお聞きしたいし、トゥクトゥクの運転士についてもそうです。素人さんに運転されるよりもスクールバスを運転してる人たちにさせる。朝の7時から8時半まででまず終わって、そして3時から6時まで、また下校するときに乗せて、じゃあ、8時から3時までの間にトゥクトゥクだって走らせれば走らせられるわけで、そういう方たちをそうしたほうが私は働き方改革としていいんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、その点についても、これは教育委員会だけじゃないね。ほかの課と一緒に話合ができるんじゃないかなと思っておりますので、その点について、将来どういうふうに考えていらっしゃるかお聞きしたいと思います。

それと138ページ、高SPO事業補助金と高森町スポーツ協会助成金というのがそれぞれ組んでございます。高SPOは高SPOとアルファベットで書いてある。高森町スポーツはカタカナで書いてあるから、これ団体違うんだろと思うんですが、これはやってることは性質的には一緒だと思うんですが、この違いをお聞かせをいただきたいなと思っております。

それと、最後になりましたが、先ほど小中学校の学校給食のお話がございました。無償化は前から言っているとおり、高森町の財政力であるならば、国からの補助がなくても無償化はできるだろうと。生徒・児童数の数を考えても十分できるんだと。そうしたほうが、より一層高森町の特産品や高森町の特徴を生かした給食の提供が

できるんじゃないかというふうに思っております。ですから、今回の無償化において町長が言われたことについては大賛成。より一層高森町の特性を生かした給食の提供をやっていただきたいと思うんだけど、以前から給食費の滞納がいらっしゃるということを知っております。その滞納者がとうとう払わずに儲（もう）かったということだけは許されません。私は早くから給食費は無償化したいんだけど、給食費が100%完納されているのか確認が取れないから、町長にも強く言えなかった。しかしながら、教育委員会の中で給食費の中で未納がもしないならいいんだけど、あるんだったら、それはどうなっているのかということをお聞かせをいただきたいと思っております。

以上でございます。長うございました。

○議長（牛嶋津世志君）ちょっと今、10番、佐伯議員の質問が多岐にわたって長いので、ここで1回暫時休憩を入れます。4時からまた始めたいと思っておりますので、お願いいたします。

-----○-----

休憩 午後3時53分

再開 午後4時00分

-----○-----

○議長（牛嶋津世志君）休憩前に引き続き、会議を再開します。

執行部の方にお伝えします。答弁は簡潔に。それで、今日、答弁ができない場合は、後日、文書でまた上げますので、今日答弁ができる範囲でお願いいたします。政策推進課長、住吉勝徳君。

○政策推進課長兼TPC事務局長（住吉勝徳君）まず、たかもり光の経営状況ということの御質問なんですが、令和7年度4月に今後10年間の契約を再締結しております。なので、経営状況は悪くはないというふうに判断して、こちらのも契約はさせていただいております。

通信料の見直しにつきましては、確かに、若い方とお年寄りの方、使う頻度が違うと思うんですが、年代別の設定についてたかもり光に申入れを行いました。回線ごとの設定はできないということの回答でありました。ちなみに、高森町の月の光の利用料は4,950円となっております。熊本市内とかに比べれば安いほうじゃないかなど。ルーター込みで4,950円なので、比較的安いほうじゃないかというふうに思っております。

観光インバウンドの最低賃金が守れているかというところの事業所状況はということですが、これにつきましては、商工会と連携しながら守られるように連携しながらやっていきたいというふうに思っています。

観光施設のW i - F i の整備につきましては、予算が絡むこともありますので、今後、協議しながら付けられるのであれば付けていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）教育委員会事務局長、村上純一君。

○教育委員会事務局長（村上純一君）まず、1点目です。スクールバスの買い物支援について。今、東学園校区のスクールバスを高齢者の方の買い物支援に活用しております。それを高森中央学園校区でできないかという御質問でございました。さきの2月の臨時議会でも少し御答弁しましたが、現在、高森中央学園校区のスクールバスを2台、中型の11人乗りのカーリース車両に債務負担行為を組んで発注だけかけております。令和8年度の当初予算に使用料を計上してはるんですが、まだ発注過多のようで、完成が未定となっております。ですので、前回の臨時議会以降に健康推進課のほうとは協議しまして、高森中央学園校区のスクールバスでも買い物支援をやれないかといったところで津留課長と協議しております。まだ、スクールバスの今大型で動いてますので、次に来るカーリースのスクールバスが11人乗りになります。コンパクトに動けますので、健康推進課のほうと、また集落支援員が制度化しますので、そういったところで、また、令和8年度中に動き出しができるのではないかと、今検討状況でございます。この件のスキームにつきましては、健康推進課長のほうが答弁を申し上げますので、一旦、健康推進課長と交代します。

○議長（牛嶋津世志君）健康推進課長、津留大輔君。

○健康推進課長（津留大輔君）健康推進課では、東学園校区で買い物サロン事業を実施しておりまして、高森、色見、上色見地内でも同様の事業をとという声が以前から上がってございました。2月の臨時議会のときに教育委員会が11人乗りのスクールバスをリースで導入するという話を聞きまして、健康推進課がこちらの高森中央学園校区で実施をする場合に、やはり車両と運転手をどうするかということが問題でしたので、教育委員会の話を聞いたときに、これは使えるのかなというふうに思いまして、集落支援員のこちらの中央学園校区に支援員おりまして、その方に急々に中型の免許を取っていただいて、ドライバーの手配も済んでいるところです。いよいよリース車両が届きましたら、車両とドライバーとそろって動き出しができるのかなというふうに、今思っているところになります。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）教育委員会事務局長、村上純一君。

○教育委員会事務局長（村上純一君）次の質問が高S P Oとスポーツ協会の違いといったところの御質問でした。

まず、高SPOは正式名称が一般社団法人高SPOと申しまして、法人格を有する団体でございます。高森町スポーツ協会は、旧高森町体育協会として、いわゆる規約に基づく団体でございます。ただ、やはり高森町における生涯スポーツだったり、そういったものの推進をするというのが、理念がお互い一致しておりますので、お互いその団体で協議の上、高SPOの理事にはスポーツ協会の役員が全て兼務しております。そういった中で、私どもも高SPOとスポーツ協会が一体化できないかというような協議には教育委員会のほうも入って進めた経緯がございますが、旧高森町体育協会が持っている基金がございます、そちらの基金の取扱いの整理がつかず、一旦、一体化するといったところは頓挫したという経緯がございますが、それぞれやはり特色的な高森町の町民の皆様の幼年から高齢者まで、スポーツ環境を整える活動を精力的にさせていただいております、御承知のとおり、高SPOにおきましては、各種スポーツ教室の開催、また、高森町スポーツ協会においては、チャリティーゴルフ大会の開催であったりとか、昨年は5年ぶりに交通安全宣言記念をまた復活していただいたりとか、それぞれの規約に基づいた活動を展開しているといったところでございます。補助金につきましては、高SPOの補助金は、主に高SPOで事務を執ってる職員の人件費と各種スポーツクラブ、すみません、手元に幾つスポーツ教室があるか分かりませんが、そちらを町と高SPOが持つてる基金で折半してる部分がほぼほぼの内訳となります。

以上が高SPOとスポーツ協会の違いと活動の内容でございます。

最後に、学校給食の件です。今回、小学校の無償化に伴いまして、中学生の給食代につきましても、町の独自の子育て支援として提案させていただいております。無償化に伴いまして、これまで私会計で運営していた高森町の学校給食が公会計に移行することになります。佐伯議員がおっしゃったとおり、これまでにやはり滞納者がありまして、今、手元に3名いらっしゃいます。これは、現在の滞納状況を申し上げますと、令和元年からこれまでに現年度までも含めて、滞納している方はいらっしゃいません。ですので、令和元年になる前の滞納者が3人いらっしゃいまして、合計未納金額が21万9,880円となっております。ですので、今回、公会計に伴いまして、お手元の予算書の35ページ、歳入の部分になります。お開きいただきましたでしょうか。35ページの21款諸収入、4項雑入の3目過年度収入に21万9,000円、こちらで収入のほうを計上しております。これまでも担当が毎年徴収の時期、税務課の徴収のプロジェクトチームが夜間徴収する際に、毎回、納入について働きかけを、徴収の連絡をしております。しかし、この滞納者3名の中には、税、料も滞納している方もいらっしゃいますので、新年度に入りましてからも税務課と連携して、しっかり徴収していけるように連携して取り組んでいき

いと思っております。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）それぞれの担当課長がお話したとおりでございます。私のほうから、まず、たかもりポイントチャンネルの将来の運営の形態ということでございますが、少なくとも委託をするということは考えておりません。まず、このたかもりポイントチャンネルの手前となる情報通信基盤ですね、これは都会と変わらない情報の格差が生まれえないような情報通信基盤にするということで工事をいたしました。そして、デマや間違いの情報が流さない、広まらない、デマや間違いをなくすというところで、情報通信基盤を行った上で出来上がったのがたかもりポイントチャンネルです。そして、デマや間違いがない、そして、なおかつ一番は、町民の皆様と情報の共有を果たす最大のツールの一つがT P Cであると。それが最終的にまちづくりの共感につながってくるということで、これまで行ってまいりました。特に委託をケーブル会社にした自治体というのはたくさん見てきておりますが、ほとんど行政が思うような放送にはなかなかありません。例えば、子供のほうの学校の放送等も含めて、なかなか放送ができない。生中継とかとても無理というところもございます。もう一つは、急遽な番組を間に入れたりするということが、もうほぼ委託した場合はできませんので、かゆいところに手が届く、つまり、そのかゆいところが情報の共有となって、デマや間違いがなくなっていくというところで、たかもりポイントチャンネル開局いたしておりますので、委託はすることは現時点では考えておりません。

それと、委託費に関しまして、現在、過疎債のソフト事業を使わせてもらっています。そのソフト事業も全て丸々というのはできませんので、手出しが約2,000万近く毎年あるのがたかもりポイントチャンネルのベースになる情報通信基盤事業です。ですので、今後、ここの基金に積み上げることも必要ですが、一つは、将来の有料化に向けての提言も幾度となく、つながるひかり・くらし委員会、町民の方が入られて、最後答申をいただくんですが、500円なり300円なり、その形にしたほうがいいんじゃないかというところでしたが、私としては、少なくとも今の草村町政の中では、過疎債のソフトが使える段階では、送りも受けも町が負担するというところで、現在進めさせていただいております。ですので、責任といたしまして、このたかもり光を情報通信基盤の基金がございますので、その基金のほうにしっかり上積みができればいいかなと思っておるところでございます。

また、いろんな基金のベースを作っていただいている大きなツールであるふるさと応援寄附金の委託料について、とてもよく御理解されてる御提案というか御発言を

いただきました。中間業者は地元の業者です、熊本県の。画面を使つての仲介業者が大手の楽天さんだったり、さとふるさんだったり、つまりポータルサイトでございます。ポータルサイトは何もただ貸すだけで10%以上を持って行きます。ですので、中間業者さんは本当に頑張られております。当町が契約してる中間業者、もう議員の皆様御存じだと思いますが、熊本はおろか西日本ではトップだと思っております。当初、高森が一番最初の契約でございまして、町がリスクゼロで、出来高のみで支払いたいと、仕入れ等々はそちらで全てやっていただきたいと。当時のルールでは、あまりルールが厳しくありませんでしたので、高森の契約方法はほかの契約方法とは全然違いますので、とても頑張られて現状に至られてると思います。私が想像するに、今回のお米の米騒動で、議員が一番御存じですけど、とても高い金額で仕入れも先にされて、それを注文というか売らなければいけない立場でいらっしゃると思いますので、自分のところが物販をやらないのに持っているというのは、すごく大変だったと思います。令和5年、6年、7年は非常に厳しいんじゃないかなというふうに考えております。ただ、最初に私が思ったのは、町のリスクをゼロにする。出来高のみで、つまり結果だけで、その分に関しては支払う。そして、在庫を持たない。これが一番のですね。それと、契約する業者が通信販売をやっていない。なぜなら地場産品ルールだったり、もしくは、産地偽装だったりがあるのは、やはり自分のところが物を売ってる会社に委託をすると、自分のとこの会社の商品も売りたいわけですから、これがどう混ざったりする可能性がなきにしもあらずですので、そこを回避するために、完全にマッチングだけをやる会社と契約をして現状に至ってるわけです。本当に、議員がおっしゃるように、これはやっぱり何らかの形で、これだけ米も高くなってますし、馬刺しも非常に手に入りにくくなっておりますので、そういうお手伝いを行政として、ここまで数字を上げていただいておりますので、当然、人件費は払わなければいけません。契約の中での割合は払わないといけないと思いますが、町が先に何かを手に入れるとかというところも、ひとつ考えていかないといけないのではないかなということは思っております。ですので、委託費という表現が適切かどうか分かりませんが、今後、議会にも提案をしていきたい。なぜなら、先ほどほかの議員さんも未来のことを言っていただきます。今は非常に財力が強いです。でも、これから5年後、10年後、一方で、冷静に見ると町民の方からいただく税金、実際の町民税というところというのは、やっぱり上がることはなく、非常に下がりつつあるというところで、固定資産税とかが上がって税金が増えてるわけでございますので、将来のことを考えた場合に、この自主財源として大きく選挙のときに打ち出して、私としては位置づけたふるさと応援寄附金、企業版ふるさと応援寄附金のルールの中で運用ができるのであれば、

最大限、そのぎりぎりのところまで使って行って、中間業者さんも汗をかいていただいて、高森町に貢献もしていただいておりますので、町としてもやっぱりそこはしっかり考えていくべきではないかなというふうに思っておりますので、今後、令和8年度の契約もごぞいます。今、まだ令和7年度が動いておりますので、しっかりこの3月中には契約を果たさないと、4月1日からの新しい年度のときには何も打ち出すことができなくなりますので、議員からいただいたお話も会社のほうにもお伝えして、議会のほうも非常に後押しというか、考えていただいておりますということもお伝えしながら、この令和8年度の事業に向かっていきたいと思っておりますし、今後ルールも厳しくなるかと思っております。どんどん厳しくなっておりますので。そのルールの中できちんとやっていければというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（佐伯金也君）あとは常任委員会にお任せします。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、各常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は、各常任委員会に付託されました。

-----○-----

#### 日程第30 議案第34号 令和8年度高森町国民健康保険特別会計予算について

○議長（牛嶋津世志君）日程第30、議案第34号、令和8年度高森町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、津留大輔君。

○健康推進課長（津留大輔君）議案第34号で提案いたしました、令和8年度高森町国民健康保険特別会計予算につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

1ページをお開きください。今回、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億2,851万2,000円としております。前年度と比較しますと6,470万6,000円少ない予算総額となっております。高齢化に伴う被保険者数の減少により、予算規模は年々縮小傾向となっております。

歳入の主なものについて御説明申し上げます。

7ページをお開きください。第1款1項1目一般被保険者国民保険税に1億3,227万2,000円を計上しております。なお、第4節の子ども・子育て支援金

分（現年課税分）は、国の少子化対策の財源として令和8年度から新たに国民健康保険税に上乗せして課税されることとなります。

8ページをお開きください。第6款県支出金、1項1目保険給付費等交付金に7億525万4,000円を計上しております。第10款繰入金、1項1目一般会計繰入金を総額で7,428万2,000円計上しております。

続きまして、歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。

14、15ページをお開きください。第2款保険給付費の各項に医療機関等に支払う給付費を計上しております。総額で6億7,258万円を計上しており、歳出予算の約7割を占めております。前年度より4,825万2,000円減少しております。

次に、15ページから16ページにわたり、第3款国民健康保険事業費納付金の各項に県に治める医療給付費等の納付金を計上しております。総額は1億9,304万6,000円であり、前年度より2,076万6,000円減少しております。なお、16ページ、第3款第4項子ども・子育て支援金分は、令和8年度から新たに熊本県の納める必要があるため新設をしております。

17ページを御覧ください。第6款2項1目特定健康診査等事業費に2,075万7,000円を計上しております。

以上、今回提案しております予算の主なものについて、その概要を説明いたしました。御審議いただき御決定賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第31 議案第35号 令和8年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（牛嶋津世志君）日程第31、議案第35号、令和8年度高森町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、津留大輔君。

○健康推進課長（津留大輔君）議案第35号で提案いたしました、令和8年度高森町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

1ページをお開きください。今回、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,341万7,000円としております。前年度と比較しますと1,917万9,000円多く、高齢化の進行により年々増加傾向となっております。

歳入予算の主なものについて御説明を申し上げます。

6ページをお開きください。第1款後期高齢者医療保険料に合計で1億310万7,000円を計上しております。第3款1項1目一般会計繰入金に4,967万6,000円を計上しております。

続きまして、歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。

8ページをお開きください。第2款後期高齢者医療広域連合納付金に1億5,097万2,000円を計上しております。

以上、今回提案しております予算の主なものについて、その概要を説明いたしました。御審議いただき御決定賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、産業厚生常任委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

### 日程第32 議案第36号 令和8年度高森町介護保険特別会計予算について

○議長（牛嶋津世志君）日程第32、議案第36号、令和8年度高森町介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、津留大輔君。

○健康推進課長（津留大輔君）議案第36号で提案いたしました、令和8年度高森町介護保険特別会計予算につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

1ページをお開きください。今回、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億1,1

53万7,000円としております。前年度と比較しますと1,467万7,000円少ない予算総額となっております。

歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。

6ページをお開きください。第1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料に1億3,512万8,000円を計上しております。第3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金に1億6,517万円を計上しております。

7ページを御覧ください。第4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金に2億4,680万7,000円を計上しております。第5款県支出金、1項1目介護保険給付金に1億3,191万2,000円を計上しております。

8ページをお開きください。第6款繰入金、1項1目介護給付費繰入金に1億1,426万2,000円を計上しております。

続きまして、歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。

10ページをお開きください。第1款総務費、1項1目一般管理費に3,562万9,000円を計上しております。そのうち、第12節委託料に介護保険事業高齢者福祉計画策定委託料として300万円を計上しておりますが、これは令和9年度から3年間の介護保険料を算定する第10期計画を策定するための業務委託料として計上しております。

12ページをお開きください。第2款保険給付費の各項に各介護サービスの給付費を計上しています。保険給付費の総額として9億1,410万円を計上しており、歳出予算総額の9割を占めております。保険給付費は、当初予算ベースで、令和7年度から減少に転じており、介護予防事業の成果が現れているものと感じております。

次に、13ページから15ページにわたり、第5款地域支援事業費の各項に介護予防や生活支援地域包括支援センター関連の事業費として、総額で4,200万2,000円を計上しております。

14ページを御覧ください。第5款3項2目任意事業費の第18節負担金補助及び交付金に、今年度新たに高齢者補聴器購入費助成金を60万円計上しております。

別紙の概要書を御覧ください。聴力機能の低下によりコミュニケーションが取りにくい高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成し、難聴を起因とする認知症の予防を図る事業としています。難聴と認知症の関連については、厚生労働省が令和元年度に取りまとめた認知症施策推進大綱において、認知症の危険因子として位置づけられており、聴力機能の低下が高齢者の引きこもり等の要因にもなっています。軽度、中度の難聴者に対する補聴器購入費の一部を補助することにより、聴力低下を起因とする認知症の要望を図るものです。事業内容としては、購入

費用の2分の1を助成します。3万円を上限として10円以下を切捨ての予定です。補助対象要件としては、聴力障害による身体障害者手帳の交付を受けていないこと、耳鼻咽喉科の医師により補聴器が必要と判断されていることを要件とする予定です。事業費は、3万円掛ける20件で60万円を予算計上しております。この財源としましては、介護保険特別会計保険者努力支援交付金を活用することにしております。

以上、今回提案しております予算の主なものについて、その概要を説明いたしました。御審議いただき御決定賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

### 日程第33 議案第37号 令和8年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について

○議長（牛嶋津世志君）日程第33、議案第37号、令和8年度高森町農業用水供給事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。生活環境課長、二子石誠君。

○生活環境課長（二子石 誠君）議案第37号で御提案いたしました、令和8年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について、御説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。令和8年度につきましては、歳入歳出の総額をそれぞれ3,051万7,000円計上しております。

6ページをお開きください。歳入の主なものについて御説明申し上げます。

第1款財産収入につきましては、基金運用利子を1,345万1,000円計上しております。第2款繰入金につきましては、基金繰入金として1,591万6,000円を計上しております。

次に、7ページをお開きください。歳出について御説明申し上げます。

第1款農業用水費につきましては、例年必要となります経常経費を総額で2,9

26万7,000円を計上しております。その中の需用費につきまして、光熱水費は費用高騰を踏まえ1,720万円、修繕料につきましては、経常経費分とは別に別所ポンプ場受電盤機器の修繕費を含め1,000万2,000円を計上しております。

最後に、予備費といたしまして115万円を計上いたしました。

以上、今回提案しております当初予算の主なものについて、その概要を御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とします。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第34 議案第38号 令和8年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について

○議長（牛嶋津世志君）日程第34、議案第38号、令和8年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。政策推進課長、住吉勝徳君。

○政策推進課長兼TPC事務局長（住吉勝徳君）議案第38号で御提案いたしました、令和8年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について、御説明いたします。

予算書の1ページ目をお開きください。今回、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13万6,000円としております。

6ページをお開きください。歳入予算について御説明いたします。

第1款財産収入につきまして、自治体基金及び民間基金の利息の合計を13万6,000円を計上しております。

続きまして、7ページをお開きください。歳出予算につきまして御説明いたします。

第1款第1項第1目鉄道経営対策事業費、24節積立金につきましては、歳入予

算と同様に自治体基金、民間基金の利息13万6,000円を計上しております。

以上、御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

以上です。

- 議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、総務文教常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は、総務文教常任委員会に付託されました。

-----○-----

#### 日程第35 議案第39号 令和8年度高森町簡易水道事業会計予算について

- 議長（牛嶋津世志君）日程第35、議案第39号、令和8年度高森町簡易水道事業会計予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。生活環境課長、二子石誠君。

- 生活環境課長（二子石 誠君）議案第39号で御提案いたしました、令和8年度高森町簡易水道事業会計予算について、御説明いたします。

1 ページをお開きください。第2条、業務の予定量について。給水件数を2,316件、年間総水量を73万459立米、1日平均給水量を2,001立米としております。

第3条、収益的収入及び支出の予定額について。収入について、第1款水道事業収益2億2,251万4,000円を見込んでおり、収入の内訳、第1項営業収益及び第2項営業外収益につきましては、記載のとおりでございます。

次に、支出でございます。第1款水道事業費2億4,342万7,000円を見込んでおり、第1項営業費用から第4項の予備費につきましては、記載のとおりでございます。

第4条、資本的収入及び支出の予定額について。収入、第1款資本的収入2,685万4,000円を見込んでおります。支出、第1款資本的支出4,940万9,000円を見込んでおります。

2 ページを御覧ください。第6条、企業債について。公営企業会計事務支援業務委託料の財源に充てるため、借入限度額を320万円設定いたしました。

続きまして、予算書の12ページをお開きください。令和8年度高森町簡易水道事業会計予算実施計画明細書にて説明をさせていただきます。収益的収入及び支出について、収入の1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益で、水道料金を8,960万円と見込んでおります。2項2目他会計補助金で、一般会計から補助金として5,044万円を計上しております。

次に、支出でございます。1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費で4,815万4,000円を計上しております。

13ページを御覧ください。2目配水及び給水費で1,141万円を計上しております。4目総係費として6,852万3,000円を計上しております。総係費の委託料の主なものとしまして、水道施設更新基本計画策定業務委託料として1,815万円、これは老朽化した水道施設、水道管の更新計画の策定委託費として計上しております。

次に、経営戦略改定業務委託料として495万円、これは将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画で、令和8年度が見直す時期となっているため策定委託料として計上しております。

続きまして、15ページを御覧ください。資本的収入及び支出についてです。

収入、1款資本的収入、1項補助金、3目他会計補助金において、一般会計繰入金として2,685万4,000円を計上しております。

支出、1款資本的支出、2項企業債償還金、1目企業債償還金にて元金償還金4,940万9,000円を計上しております。

以上、今回提案しております当初予算の主なものについて、その概要を御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とします。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、産業厚生常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第36 休会の件について

○議長（牛嶋津世志君）日程第36、休会の件についてを議題といたします。

お諮りします。3月13日及び3月16日から3月18日までを休会にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、3月13日及び3月16日から3月18日までを休会とすることに決定しました。なお、各委員会が開かれますので、よろしく願いをいたします。

-----○-----

○議長（牛嶋津世志君）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後4時49分